

議事日程 (第3号)

平成23年12月2日 午前10時00分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 第38号議案 平成23年度中間市一般会計補正予算 (第3号)
- 日程第 3 第39号議案 平成23年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算
(第3号)
- 日程第 4 第40号議案 平成23年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第
1号)
- 日程第 5 第41号議案 平成23年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第2
号)
- 日程第 6 第42号議案 平成23年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第
1号)
- (日程第2～日程第6 質疑・委員会付託)
- 日程第 7 第44号議案 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正
する条例
- 日程第 8 第45号議案 中間市市営住宅条例の一部を改正する条例
(日程第7～日程第8 質疑・委員会付託)
- 日程第 9 第46号議案 中間市安全・安心まちづくり条例
(日程第9 質疑・委員会付託)
- 日程第10 請願第3号 燃油関係の税制措置に関する請願
(日程第10 質疑・委員会付託)
- 日程第11 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (18名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 宮下 寛君 | 2番 青木 孝子君 |
| 3番 田口 澄雄君 | 4番 佐々木晴一君 |
| 5番 安田 明美君 | 6番 古野 嘉久君 |

7番 植本 種實君	8番 井上 太一君
9番 掛田るみ子君	10番 草場 満彦君
11番 中尾 淳子君	12番 山本 慎悟君
13番 堀田 英雄君	14番 中野 勝寛君
15番 藤本 利彦君	16番 原田 隆博君
17番 片岡 誠二君	18番 下川 俊秀君

欠席議員（1名）

19番 米満 一彦君

欠 員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	松下 俊男君	副市長 ……………	小南 哲雄君
教育長 ……………	吉田 孝君	総務部長 ……………	白尾 啓介君
市民部長 ……………	成光 嘉明君	保健福祉部長 ……	溝口 悟君
建設産業部長 ……	三島 秀信君	教育部長 ……………	小島 一行君
上下水道局長 ……	永野 博之君	市立病院事務長 …	行徳 幸弘君
消防長 ……………	一田 健二君	総務課長 ……………	柴田精一郎君
総合まちづくり課長 ……………			松尾 壮吾君
財政課長 ……………	高橋 洋君	環境保全課長 ……	大塚 隆章君
人権男女共同参画課長 ……………			松本 和幸君
こどもと福祉の課長 ……………			白橋 宏君
介護保険課長 ……	山本 信弘君	健康増進課長 ……	木森 光彦君
土木管理課長 ……	後藤 哲治君	都市整備課長 ……	間野多喜治君
産業振興課長 ……	小南 敏夫君	消防本部次長 ……	安田光太郎君
市立病院課長 ……	芳野 文昭君		

事務局出席職員職氏名

事務局長 小田 清人君	次 長 西村 拓生君
書記 岡 和訓君	書記 森 研二君

一 般 質 問 (平成23年第6回中間市議会定例会)

平成23年12月2日

NO. 3

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指 定 答 弁 者
中 野 勝 寛	<p>市立病院移転について</p> <p>10月25日の朝日新聞朝刊に、市立病院の移転についての記事が掲載されていました。</p> <p>①現在、コンサルに委託して市立病院のあり方について検討を行っている中、市からの正式発表を待たず、このように細部にわたってあたかも決定事項のように報道されたことは、市民の不安感を煽ることになるのではないのでしょうか。</p> <p>②市立病院が移転した場合、その跡地の利用について何か方針がありましたらお答えください。</p>	市 長 病院事務長
	<p>買い物弱者対策について</p> <p>高齢化の進む中、日常の買い物にすら不便を感じる買い物弱者が増えています。</p> <p>①移動販売や買い物の代行、宅配といった取り組みの視点から、買い物弱者に対する救済策は考えられないのでしょうか。</p> <p>②新鮮市場さくら館では、新鮮な食材を利用した弁当やお惣菜の販売が行われていますが、これを一人暮らしの高齢者宅へ、宅配するような取り組みを行うことが出来ないか、市長の見解を伺います。</p>	市 長 建設産業部長
田 口 澄 雄	<p>高齢者の医療・介護等の相談窓口の開設について</p> <p>①高齢化のなかで独居高齢者や老々介護等の世帯が増えていますが、医療や介護が必要となった時の公的専門的相談場所がないため、個人で困難を抱えています。専門職員による相談場所を設けてはいかがでしょうか。</p> <p>②医療や介護等の情報を相談市民に対して、提供できるようにしたらいかがでしょうか。</p> <p>③関係機関との協力体制を構築できないのでしょうか。</p>	市 長 関係部課長
	<p>災害が予測される危険個所の行政の対応について</p> <p>法面での樹木の枝が、屋根の上に伸びてきて、家屋への落下の危険のある場所で、土地所有者の責任を理由に市役所での対応を断られた事例があります。</p> <p>また、多数の通行人のある道路の横のがけが崩れかかっている場所で、やはり土地所有者の責任を根拠として、行政的には対応がなされなかった事例があります。</p> <p>命とくらしに直結する問題ですので、所有者の責任で対応できないあるいは所有者が明確でない場合は、行政的に何らかの対応ができないのでしょうか。</p>	市 長 関係部課長

一 般 質 問 (平成23年第6回中間市議会定例会)

平成23年12月2日

NO. 4

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指 定 答 弁 者
青 木 孝 子	<p>中鶴地区市営住宅の住環境整備について</p> <p>公営住宅法は、国及び地方自治体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備すること。そして住宅に困窮する低額所得者に対して安い家賃で賃貸することで、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的にしています。</p> <p>この法の目的に照らして、本市の市営住宅の現状はどうなっているか、以下2点について伺います。</p> <p>①築年数と入居状況について</p> <p>②住環境整備計画について</p>	市 長 関係部課長
	<p>障がい者福祉制度について</p> <p>①障害者自立支援法から障害者総合福祉法に制度が変わろうとしています。中間市第2期障害福祉計画の進捗状況について伺います。</p> <p>②障がい者福祉制度を利用している人は、全国では1割にも満たないといわれていますが、本市の障がい福祉サービスの利用状況と相談支援体制について伺います。</p> <p>③知的障がい・精神障がい者の家族は、親亡き後の障がい者の生活に不安を抱えています。その施策について伺います。</p> <p>④障がい者の中に就労意欲が高まっていますが、就労支援の現状と施策について伺います。</p> <p>⑤障がい者団体へのボランティア支援について伺います。</p>	市 長 関係部課長
	<p>妊産婦の医療費補助制度について</p> <p>少子化対策として、妊産婦の医療費にかかる経済的負担の軽減を図ってはいかがですか、お伺いいたします。</p>	市 長 関係部課長
宮 下 寛	<p>市職員の定数管理について</p> <p>一般事務職A、B、C、消防職、薬剤師等の新規採用職員の合格者の発表があつている。採用者と職員定数条例との関連について伺います。</p>	総務部長
	<p>職員研修について</p> <p>職員の能力アップということが強調されている今日、職員研修等の向上が図られているのか伺います。</p>	総務部長
	<p>消防職員の採用について</p> <p>今年の6月議会で、消防職員の異常な勤務実態を訂し、正常な勤務状態にすべく改善を図る旨の答弁があつたが、今回の職員採用でどう改善されるのか伺います。</p>	市 長 消 防 長

一 般 質 問 (平成23年第6回中間市議会定例会)

平成23年12月2日

NO. 5

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指 定 答 弁 者
掛 田 るみ子	<p>女性の視点からの防災行政について</p> <p>①地域防災会議の委員のメンバー構成と女性の委員の比率について伺います。</p> <p>②避難場所の整備や運営には、女性の視点が不可欠だと思いますが、地域防災計画に男女共同参画の考え方を取り入れるべきではありませんか。</p>	市 長 関係部課長
	<p>子育て支援事業について</p> <p>①次世代育成支援後期行動計画の中で、子育て支援センターの位置づけはどうなっていますか。</p> <p>②子育て支援センターのひろば型からセンター型への移行はどのように進めていくおつもりですか、展望をお聞かせください。</p> <p>③子育て情報の集約と相談窓口のワンストップ化が求められていますが見解を伺います。</p>	市 長 関係部課長
	<p>空き家再生等推進事業の活用と条例制定について</p> <p>①本市における空き家は何軒くらいあるのか。実態調査は行っていますか。</p> <p>②今後増加が見込まれる空き家対策についての見解を伺います。</p> <p>③空き家再生等推進事業の補助金を活用していますか。</p> <p>④所沢市のような空き家の適正管理に関する条例を制定する考えはありませんか。</p>	市 長 関係部課長
片 岡 誠 二	<p>中間市立病院について</p> <p>①10月25日付けの朝日新聞の朝刊にて「中間市立病院移転へ」という記事が掲載されておりました。突然の記事に、議員並びに市民の間でも、大きな話題となっておりますし、私自身、住民の方々から「移転について」の問い合わせがあっても、答えようがありません。「市立病院の移転」は、いつ、どこで、誰が、どのような経緯で決まった事なのか、または、検討されておられるのか。市長及び関係執行部にお尋ねを致します。</p> <p>②市立病院の建て替えと再生に向けて、市長の進め方とお考えをお尋ね致します。</p>	市 長 関係部長

議案の委員会付託表

平成23年12月2日

第6回中間市議会定例会

議案番号	件名	付託委員会
第38号議案	平成23年度中間市一般会計補正予算（第3号）	別表 1
第39号議案	平成23年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）	市民厚生
第40号議案	平成23年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	産業消防
第41号議案	平成23年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	市民厚生
第42号議案	平成23年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
第44号議案	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例	産業消防
第45号議案	中間市市営住宅条例の一部を改正する条例	
第46号議案	中間市安全・安心まちづくり条例	総合政策
請願第3号	燃油関係の税制措置に関する請願	産業消防

別表 1

平成23年度中間市一般会計補正予算(第3号)

条	付託事項	付託委員会
第1条	第1表 歳入歳出予算補正	各委員会
第2条	第2表 債務負担行為補正	総合政策
第3条	第3表 地方債補正	

歳入

款別	款	付託委員会
全 款	各所管に係るもの	各委員会

歳出

別	款名	項 目	付託委員会
1	議会費	全 項	総合政策
2	総務費	全 項 (1項8目は産業消防、1項10目、2項1目・3項1目は市民厚生)	
3	民生費	全 項 (1項1目・3目の一部、2項4目の一部、3項1目の一部は総合政策)	市民厚生
4	衛生費	全 項 (1項1目は総合政策)	
6	農林水産業費	全 項 (1項2目は総合政策)	産業消防
7	商工費	全 項 (1項1目は総合政策)	
8	土木費	全 項 (1項1目、2項3目の一部、4項1目は総合政策)	
9	消防費	全 項 (1項1目の一部は総合政策)	
10	教育費	全 項	総合政策
11	災害復旧費	全 項	産業消防

午前10時00分開議

○議長（井上 太一君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（井上 太一君）

これより日程第1、一般質問に入ります。

あらかじめ通告がありました順に従い、これより一般質問を許します。まず、中野勝寛君。

○議員（14番 中野 勝寛君）

おはようございます。自民クラブの中野勝寛でございます。通告書に基づきまして、2件の質問をさせていただきます。

まず1点目は、市立病院の移転についてです。

10月25日の朝日新聞朝刊に、市立病院の移転についての記事が掲載されておりました。病床の数を減らし、JR中間駅周辺の市有地に移転する方針というものです。

現在、コンサルタントに委託して、病院の望ましいあり方について、今まさに検討を行っている中、市からの正式発表がなされていないにもかかわらず、このように細部にわたって、あたかも決定事項のように報道されたことは、市民の不安感を一層あおり、利用者離れが進むことになるのではないかと懸念されることについて、市長の考えをお伺いいたします。

また、市立病院が移転した場合、公共施設の集積する一等地の一角に位置しているため大いに有効利用することが期待されますが、その跡地利用について、民間に売却するのか、他の公共施設として利用するのか、何か方針などがありましたらお答えください。市長、よろしくをお願いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

今、議員からご質問いただきましたですけどもが、ちょっと、私、頭混乱してまして。

決して市民の不安をあおるということはないと思っておりますけどもが、不安があれば説明していきたいなど、そんなふうには思っております。

まず第1に、不安をあおるという、その不安の内容が、私、今、全くわかりませんので、その不安をあおる、その不安っていう、その内容をまず一つお聞かせいただかないと、そ

の不安をあおるっていう、その、ちょっと、内容がまず1点、わかりません。

それと、今まさにあなたが言わっしゃったように、市立病院のあり方について検討を行いますと、そのためにコンサルに委託して、その成果を執行部と議会が今からたたこうと、もう、そういう一つのルールができていられるわけございまして、そういう中で、今、私が今回一般質問に対して答えたことが新聞に載った、それは何かというお話でございますが、今、そういうふうな、その一定のルールの中で動いてる最中に、ああいうふうな、市立病院に対しまして突っ込んだ一般質問されるっていうことに対して、あなた自身どんなふうにして思ってるかということ、私、その質問に対して答えただけの話でございますが、それと、これは一遍にいろいろ言っても、何でございますけれども、それと、市からの正式発表を待たずということでございますけれども、私どもがこの中間市議会の本会議、この議場の中で発言したことが、まさに正式な発言と、そんなふうには私とらえとるわけでございます。

だから、議員さんが言われる正式発表を待たず、その正式発表というのはどういう状況なのか、どういう状態をその正式発表と言われるのかなと、そのあたり、ちょっと、私、全く理解できませんので、そのあたりも含めて、市民の方がどういうところに対しまして、まずその不安をお持ちなのか、だから、市民がこういう、そのような不安を持っていますよと、その不安解消のために市長はどのようなお考えですかという、そういう質問であれば、その市民の不安を少しでも解消する、それはあなたたちのお仕事だから、その不安という、その内容をはっきり私どもにお伝えいただかないと、それに対する回答がちょっと難しいなというふうに思います。

○議長（井上 太一君）

中野勝寛君。

○議員（14番 中野 勝寛君）

今、松下市長から言われましたとおりでございます。

私の考えがどうかということだと思っておりますけれども、不安をあおったということ、いいか悪いかということをも求めるわけではなくて、非常にきのうも答弁でされてました。例えば、それを言うのであれば、ここで話したことをその3社の新聞社の方が聞いてたと、その中の1社が興味を持ったから市長の部屋に訪問をしたと、そこで話したと。でも、普通で考えれば、新聞社の方が訪問された場合に、市長が思いを伝えたらだめなのかと言われてましたけれども、現在、今、何も決まってない状況でコンサルタントに委託をして、その結果を見据えて、今後のあり方をどうするかということを決めていくっていうことを言われたと思うんです、私の認識の中では。

その中で、思いを伝えれば、事前に朝日新聞の方がいらっしゃったのであれば、新聞に掲載することは予測できたと思うんです。

それであるならば、それであるならば、今、現状で、きのう植本議員が質問されたとき

にお答えされたように、今検討中という言葉を使えば、僕はいいのかなと思います。

プロセスの段階で思いを伝えるのはいいと思いますけれども、ぜひ正式な発表、ここで正式な言葉になるわけですから、ぜひ、今の進行状況であったりとか、そういうものを伝えれば、そういった記事が載らなくて済んだんじゃないかなと思います。

そういう観点で、私は質問をさせていただきました。ぜひ、市長としての言葉というものが重いということをしかりと認識していただきたいなと思って、こういう質問をさせていただきましたので、ぜひ、今後こういうことがなければいいのかなと思います。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

だから、今言いましたように、この議場で発言したことが、先ほどのことでございますでしょう。ここで私、この議場ではっきり建て替えの方針ですよと、私の思いとすれば、そういうことを言ってるわけございまして、新聞に載るとか載らんとか関係ない、この議場で私が私の思いを前回言わしていただいた。

○議長（井上 太一君）

中野勝寛君。

○議員（14番 中野 勝寛君）

ここで言ったというよりも、それに興味を持たれたから市長室に訪問をされて、そこで述べられたって言われましたよね。違いますか、きのう。

○市長（松下 俊男君）

いいですか。

○議長（井上 太一君）

はい、どうぞ。

○市長（松下 俊男君）

言いますように、この議場はオープンでしょう。

○議員（14番 中野 勝寛君）

いや、オープンでも……。

○市長（松下 俊男君）

いやいや、オープンでしょ。

議員の言わっしゃる公式な正式な発表っていうのはどういうことなんですかっていう、ここが、この議場がその公式な場じゃないんですか。ここが、もうすべてオープンされた議場の場、公式な場ではないんですかということ。

○議長（井上 太一君）

ちょっと中野議員、待って。今発言中やから。

はい、どうぞ。

○議員（14番 中野 勝寛君）

ここは公式の場だと思います。しかし、でも、ここは決議をとる場だと思っております。だから、プロセスの段階でしっかりと協議をした上で、こういう状況ですからどうですかというのを出す場ではないでしょうか。ここで、協議をする場なんですか。

そのために検討委員会があつたりとかして、プロセスを、過程を踏んでいってるんじゃないんでしょうか。その中で話をしていきながら、まだ、じゃあ、コンサルタントは移転をすることを前提にコンサルティングされてるんですか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これは片岡議員の質問とも重複するような話でございますけれども、市立病院を建て替えたいという私の思いの中から、これは必然的に出てくる話じゃないんですか。

○議長（井上 太一君）

中野勝寛君。

○議員（14番 中野 勝寛君）

例えば、松下市長の後援会の新聞とかに載せるんだったら、私わかりますけれども、朝日新聞とか、その公式の場、公式というか、おかしいですが、一般に載せるところに言う発言の仕方、タイミングだと僕は思ったから、こういう質問をさせていただきました。

まあ、いいです。私を含めて3名の方がこれについて、やっぱり質問するということは、私たちにもやっぱり有権者の方からの電話が入ったりとかしながら、説明を求められましたので、一応どういう経過ということも私も話さなくちゃいけなかったですから、そこをちょっとお話をさせてもらいました。

私の認識不足のところもあるかもしれませんが、私は、まさに前回の議会の中で、今後のあり方について、プロの方を入れてそれが出たところで、それを見ながら今後のあり方を検討していくという、だから、そのコンサルティングのお金に対してもそれなりの金額がかかっていると思うんです。それを使ってるのに、まだそこが出ていないのに、そういうことを言われたんだなっていう気持ちになっただけです。いいです。ぜひ、（発言する者あり）ああ、どうぞどうぞ。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

そういうふうなコンサルを頼んで、今、さっき冒頭言いましたように、一緒に検討していきましようという段階、そういう段階の中で、その市立病院に対して今からやりましようという、検討しましようという、その問題に対して、一般質問で市長の考えはどうか、自分はそんな民間譲渡も考えるが、市長はどうかと、そこまで突っ込んだ質問をされると

いうことは、私もそれに対して答えざるを得んわけでしょう。

だから、それに答えた、公式の場で答えた、その公式の場で答えたことが新聞に載ったという、それだけの話でして、だから、議員は、その公式の場というのはよくわかりませんが、新聞記者を集めてそこで記者会見でもするのが公式の場という、その思いですか。

私自身は、この議会の議場でいろんな発言したこと、それがもうまさに公式の場でございまして、私自身は今回の市立病院に対しまして、ああいうふうな突っ込んだ質問に対しまして、私の思い、建て替えたいという、その思いをしっかりとお伝えした。これがその公式な私の発言というふうにとらえております。

○議長（井上 太一君）

中野勝寛君。

○議員（14番 中野 勝寛君）

市長が言われていることもよくわかりますけれども、この状況を余り理解されていない方が新聞を見たときにどのように感じたかということをおはただ言っているだけの話であって、市長がこういうふうに思いを持って、公式の場でこう発表されてるから問題がないという、きのう最後も方針を決めたって断定した言葉ではないという答弁をされました。はい。でも、見た方たち、市民の方たちからの質問の中では、「もう移転するんですね」という文書の内容としてとらえている方もいらっしゃるということになりますので、どこが正式な発表の場かというのであれば、しっかりとコンサルティングが出したものに対して、もう方針を、建て替えるように決まりましたというところで発表すれば、僕は、それは正式な発表の場でいいんじゃないかなという、まだ決まってるわけじゃないわけですよ。もう、じゃあ建て替えるんですか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

私の前回の質問の回答でも、私の気持ちとすれば建て替えたいと、そういう強い思いでおりますよと。

別に、建て替えますと決定したわけでも何でもないわけでしょう。今言われますように、市民が不安がる、だからさっき言いましたように、あなたのお仕事は、その不安がってる市民のその不安を解消する、この質問の場に立って、その不安がってる市民の代表として、私にその不安をぶつけて、その不安解消のために私から答えを出すというのがあなたのお仕事ではないかと思っておりますが、ただ不安をあおる、不安がってる、その不安の内容というのは、私がさっき言いましたように全くお話がありませんので、わかりませんという話でございます。

○議長（井上 太一君）

中野勝寛君。

○議員（14番 中野 勝寛君）

私は、そうやって聞かれると、まだ検討中でまだ決まってませんと言ってます。それでいいですね。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

移転するんですかという、そういうことに対する不安でございますか。

○議員（14番 中野 勝寛君）

まあ、そうですね。

○市長（松下 俊男君）

そういうことですか。

○議員（14番 中野 勝寛君）

はい。

○市長（松下 俊男君）

その財政的な病院経営等々のことに関する不安ではなくて、ただ、移転する、それに対する、それが本当ですか、どうですかという、そういう疑問だけですか。

○議長（井上 太一君）

中野勝寛君。

○議員（14番 中野 勝寛君）

それも含めております。

ただ、経営の内容とか何とかってというのは、なかなか一般の方たち、一般市民の方たちには、そんなに言うほどわからないところもあると思うんですよ。

ですから、新聞に載ったところがすべてであって、そこを見て、建て替えるの建て替えないのか。で、今現在、隣保館跡が今、工事中みたいな形になってるんで、それもまた、あそこに建て替えるようになってるんですかとかって言われたりするわけです。

だから、タイミングの問題だったのかなとも思いますし、私の認識の中では、建て替えますよとか、どういう理由で建て替えませんよとかってというのはまだわかりませんので、聞かれたときはそういうふうに言うと。

ただ、市長が言われた、発言をされたことが新聞に載ったことによって、そういうふうなことが起きたっていう事実は認識をしていただきながら、ぜひ、決まってからまた正式に思い等を言っていただければいいのかな、そういうふうに思いますのでよろしく願いをいたします。

これでこの質問を終わらせていただきます。よろしいですか。（「はい」の声あり）

2点目の質問のほうに移らせていただきます。

2点目は、買い物弱者対策についてです。

経済産業省は、昨年5月、日常の買い物に不便を感じる高齢者、いわゆる買い物弱者が、全国で600万人いると推計しました。

これは過疎の進む農山村には限らず、小売店の撤退やバス路線の廃止が進む地方都市でも同様に見られる現象であり、この中間市でも一部の高所地域や、高齢化が顕著な地区では、そのような悩みを抱えるお年寄りが多くおられると聞きます。

現在、高齢者等が町なかへ出て行くための手段としてコミュニティバスの導入については、検討会の中で協議を行われていますが、逆に、買い物商品のほうから高齢者等のお宅にやってくるような、例えば、移動販売や買い物代行、宅配といった取り組みの視点からも、この問題を考えていくべきではないかと思えます。このことについて、市長の見解をお伺いします。

また、ひとり暮らしの高齢者にとっては、買い物をしても1人分の食材としては量が多過ぎ、料理することも困難であることから、栄養価の低いでき合いの食事で済ましたり、食事の回数を減らしたりすることもあるそうです。

そこで、4月にオープンした新鮮市場さくら館では、新鮮な食材を利用した弁当や総菜の販売も行っています。

これをひとり暮らしの高齢者宅へ宅配するような事業を行うことができないのかをお伺いいたします。市長、よろしくお願ひいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

議員のご質問に対しましては、担当部課長のほうから回答申し上げます。

○議長（井上 太一君）

三島建設産業部長。

○建設産業部長（三島 秀信君）

まず1番、ただいまのご質問にお答えいたします。

全国的に高齢化が進む中、本市におきましても例外なく、10月31日現在の高齢化率は29.9%と、全国平均を上回る状況でございます。

このような状況の中、議員ご指摘のように、日常の買い物に不便を感じる買い物弱者が、本市においても増加しているところから、本年、川西地区に新鮮市場さくら館を開設し、地元の皆様から大変便利がよくなり、助かっているという声をいただいております。

しかしながら、市内には太賀地区、通谷地区及び七重地区等地理的に坂道が多い、また、近隣で買い物ができない等、高齢者の方々の日常の買い物に不便を感じておられる地域があることを承知しております。

このことから、買い物弱者に対する救済策といたしまして、議員のご提案の移動販売や買い物代行といった取り組みは考えられるところでございます。

つきましては、本年、福岡県が実施しております商店街及び商工会議所を対象といたします「出向く商店街事業」、この事業が福岡県で本年度から実施されております。この事業を中間市商工会議所、各商店街と提携を図りながら、買い物弱者に対する救済策を検討してまいりたいと考えております。

2番目の、さくら館についてのご質問でございます。

本年3月27日にオープンいたしました新鮮市場さくら館におきましては、皆様方のご支援をいただきながら、順調な売り上げを維持し、8カ月をもちまして、当初目標の1億6,000万円の売り上げを達成したところでございます。また、ご来店者につきましても、10万人を9月の時点でオーバーしたような状況で、ご報告させていただきます。

そういうことで、順調な売り上げを維持し、市民の皆様からも安心・安全な地元農産物の提供、また利便性も向上し、非常に助かっているという声をいただいております。

さて、議員ご指摘のさくら館におきまして販売しておりますお弁当でございますが、オープン以来おおむね2社の納入により、1日約40食の販売実績がございます。

これをひとり暮らしの高齢者へ宅配するためには、新たな配達要員の雇用、また自宅に配達するまでの品質管理のための設備投資等を考慮いたしますと、高齢者の方のニーズに合う販売価格の設定が非常に高価になるものと想定できます。

つきましては、平成22年度から本市介護保険課におきまして、65歳以上のひとり暮らし高齢者の皆様等を対象にいたします配食サービスを実施しております。このサービスは、管理栄養士による栄養バランスのとれたメニューのお弁当を自宅に配達し、また配達時にその方の見守りを同時に行う。1食当たり400円の利用負担でご利用いただけるサービスとなっておりますことから、このサービスを有効に利用していただきたいと考えているところでございます。

で、ありますが、さくら館におきましても、本年3月27日のオープンから8カ月程度の経過であり、現在、安定した店舗運営に向けて地固め、地盤固めをしているところでございます。

このことから、今後の展開といたしましては、お客様のニーズに合わせた宅配サービス、その他のサービスも一つの視野に入れながら、このさくら館のコンセプトであります「末永く市民の皆様から愛されるお店」、このコンセプトにのっとり、支持していただけるようなことを考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

中野勝寛君。

○議員（14番 中野 勝寛君）

さくら館の運営について、まだ8カ月なので、当然、売り上げが順調なのは当然なのかという気持ちがあります。

ただ、いろんなところで道の駅というものができて、やっぱり5年、10年とした、考えてないとは言わないですけども、いろんなことを考えながらも、どうしてもやっぱり経営的に難しくなってることもありますので、ぜひ、そういったニーズに合わせられるような手法の一つとして検討していただきながら対応していただければいいなと思いますので、ぜひよろしく願いをいたします。

これで、きょうは一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井上 太一君）

次に、田口澄雄君。

○議員（3番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。通告に従って質問をいたします。と、申しましたけども、ちょっと通告内容に、私この間いろいろと相談する中で間違いがありましたので、ちょっと訂正のほうを先にさせてほしいと思うんですが、この通告の中では、「医療や介護が必要となったときの公的、専門的相談場所がないため」というふうに断言して書いたんですけど、お話を伺っていると、一応介護保険課の地域包括支援センターがこの任に当たっている、平成18年からですね。そういうことと、きのうの答弁の中でも、市立病院のソーシャルワーカーがこういった対応をしているということでしたので、そこは私の認識不足と勉強不足が大いに反省されますので、この場をおかりして、まず最初におわびしながら質問に入りたいと思います。

それで、まず最初の質問なんですが、私が知らなかったことを引き合いに出すのもおこがましいんですが、実際にこのことを知らない市民の方、結構おられると思うんです。

そういうことで、周知徹底の、特に包括センターについての周知徹底についての現状について、ちょっと内容、件数等報告をお願いしたいんですが、介護保険課長か部長、課長でいいですか。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

議員のご質問にお答えします。

地域包括支援センターの周知につきましては、22年度の実績で申しますと、今年の4月の初めに、高齢者のための福祉保健サービスについてという赤いチラシを全戸配布しております。これ、毎年行っております。

その内容につきましては、高齢者福祉係のひとり暮らしの高齢者のために、それから、在宅で介護を受けている高齢者のために、それから包括支援センターの高齢者が住みなれた地域で生活するために、地域包括支援センターの総合相談員、いろいろ、こういう業務をやっていますよという内容です。

それから、健康づくり、高齢者の介護予防、それから保健センターの概要、それからふれあい・いきいきサロン等の概要についても、この高齢者のための福祉保健サービスについてというチラシを4月初めに全戸配布しております。

それから、老人会の講座、これは介護予防とか権利擁護についてということで、小学校の6校区で開催しております、延べ136人の方が参加されております。

それから、健康増進課において、70歳到達者、高齢者受給者証交付時におきましても24回実施しております、414人が参加されており、このときにも包括についてのご説明をしております。

それから、毎年、高齢者実態把握調査というのをやっております、65歳以上の到達された方についての訪問を保健師、それからケアマネのほうがやっておるわけですが、平成18年、これ、16年からやっておりますけども、18年からの実績を申しますと、18年には1,011世帯、19年には161世帯、20年度に783世帯、21年度にしては436世帯、22年度については409世帯、この訪問時について、包括の業務の説明、相談業務の内容等々、いろんな悩み事、あれば包括のほうにぜひ相談してくれというふうに周知しているところでございます。

以上です。

○議長（井上 太一君）

田口澄雄君。

○議員（3番 田口 澄雄君）

かなりやられてるようなので、今後ともそれを強めてほしいと思うんですけども、ただ、私、今、議員になりまして約8カ月になるんですが、私のところに来る相談の中では、今、恒常的にそういうサービスの対象だとかいう方よりも、急に親が悪くなって、どっか入る病院はないかだとか、施設はないかだとか、こういう直接的な相談が多いんです。

そうしたときに、私どもも、もともと医療や介護のその施設に関しては接触がありませんので、なかなか苦慮してる場所なんです。

先輩議員に聞かしても、やっぱり、そういう相談が多いようで、最終的には解決に至らない面も多々あるわけです。

そういうときに、市のそういう相談窓口がどこまでそういう、例えば、医療の入院だとかに対応できるか、そういう内容についてちょっとお聞きしたいんですけども、現状ではどんなふうになってるのでしょうか。介護保険課長、お願いします。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

お答えします。

疾病、病気の病院等の相談はかなりあっておりますけども、直接介護保険課のほうでど

こそこの病院に行きなさいということとは言えませんので、その折には福岡県の医療機関リスト、これ、中間市圏域の分ですけども、こういう専門病院がありますよということでもリストを上げて、利用者の方がどこにかかれるのかということをご本人に選んでいただいて、受診していただいている状況です。

それから、特質な認知症専門機関の相談、それとかギャンブル依存症専門機関、アルコール依存専門機関等については、精神科の病院のほうをある程度お示ししている状況です。

それから、病院への同行受診依頼も年々増えてきている状況です。

それから、救急搬送に関する病院からの、うちのほうの包括のほうにも、連絡が入っている状況で、そういう意味で、連携とまではいきませんが、今後はそういうことで、医療のほうにも連携を強化していかないといけないというふうには思っているところでございます。

以上です。

○議長（井上 太一君）

田口澄雄君。

○議員（3番 田口 澄雄君）

実際には、そういう医療機関は自分で探すしかないということなんですよ。

私どもの相談来られる方も、大体、自分で一回は各機関に電話して、それでも見つからずに途方に暮れて相談に来られる方が多いんですね。

実は、私も介護保険課にいたときに、やっぱり、介護保険の施設の紹介などを窓口なんかでよく聞かれたんですが、私自身も、それはもう個人責任ですよというように返してたわけです。実際に、こういう制度が個人的な契約制度に変わったのが、介護保険の制度導入からなんですよ。

そういうことで、実際に窓口が余り具体的な対応ができなくなったというのも、歴史的な経過があります。しかし、それと同時に、以前の小泉改革の中で、医療と介護のベッド数38万床を、介護は2011年、今年度でゼロにする。医療は15万床ほど減らす。合計で23万床ですか、ちょっと計算が合わんかな。まあ、23万床ほど減らすというのは方針出でて、これ、民主党政権になって、一応医療のほうは今、中止をしてるというんです、削減を。ただし、介護保険のほうは、6年をめどに、やはり減らしていくようなめどに、6年後まで延期するというので、今、来てるわけです。

結局、特別養護老人ホームなんかの待機者が、今でも38万人いらっしゃると言われてますけども、探しても入れる施設そのものがまず足りないというのが前提としてあるわけです。

その中で、皆さん大変な苦勞をしているわけですから、その中で何か行政として、もう少し優しい対応ができないかというのが私の思いです。

それで、ちょっと次に行きますけれども、中間市の今の高齢化については、いろんな議員の質問の中からも、29.9%という数字が出てますけれども、実際には、これ40%を超えた地域っていうのは、限界コミュニティーという言葉が、今、使われています。

地域的にももう崩壊していくっていう、そういうことが言われているわけですが、中間市の中でこの40%を超えている地域っていうのは、どういった地域がありますか。介護保険課長のほうからお願いします。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

お答えします。

町内会別の高齢化率でございますけども、まず、土手ノ内3丁目につきましては40.25%で、それから中鶴3区につきましては48.81%、白塔につきましては41.1%、天満宮につきましては44%、太賀2区につきましては44.59%、通谷1丁目につきましては40.46%という結果でございます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

田口澄雄君。

○議員（3番 田口 澄雄君）

私も、これ、以前からいろいろとこういうデータはとってるんですが、かなり、中間市の場合は高齢化率の進展度合いが速いようにあります。

そして、やはり、私の手元にある高齢単身のデータ、1980年ですからもう30年前ですけども、460世帯ぐらいだったんです。ちょっと資料、完全にそろえてないんですが、これが2000年になりますと、2,410世帯ほどに増えてます。で、それからまた10年ほどたってますから、これももう4,000件に近いんじゃないかというふうに思うんです。

そういうふうで、高齢化がどんどん進んでいるのが、今の中間市です。

それと、特徴的に、北九州のベッドタウン、それと旧産炭地としての性格、この二つをあわせ持っている、そういう二つの性格の中で低所得というのがつきまとして、ほかの地域、ほかの自治体よりもかなり深刻な状態が、ここには置かれてるんじゃないかと思います。

そういった意味では、非常にきめの細かな、今からそういう対策というのが、ただ周知するということだけではなくて、もっとこうきめの細かな対応が求められてくるんじゃないかというふうに思います。

それで、市民の健康を守るという点で、公的な役割についてちょっとお聞きしたいと思いますが、私が9月議会で紹介しました岩手県の旧沢内村では、今から40年以上前に、全住民の健康台帳というのを整備いたしています。また、同様の活動が、埼玉県秩父郡の

小鹿野町、ここはもう、戦後すぐにそういった台帳を整備して、全住民を手の上に乗せた上での対策がやられているようにあります。

こういった町や村での特徴というのは、役所を挙げて、すべての部署がやっぱり住民の命は自分たちで守っていくんだという、そういう徹底によって頑張っているというところなんです。

もう一つの特徴は、こういった町は、公立病院は赤字だとかいうのが多いんですが、押しなべて国保が黒字です。先ほど紹介しました小鹿野町なんかは、老人の医療の平均が54万円と言われてます。54万円です。

共通してるのが、長野県の例を9月議会でも出しましたけど、保健師の数が非常に多いんです。大体1,700人に1人くらいの保健師を雇ってます。

そういうことで、予防医療に力を入れているところっていうのは、非常に低所得であっても、効果のある実績をつくっているっていうのが実態であります。

先ほどちょっと紹介しました埼玉県秩父郡小鹿野町の場合ですけども、ここでは病院と包括センターと福祉センターが同じ敷地に、1カ所にあって、ここでしょっちゅう全員そろっての協議がなされているようにあります。しかも、それも台帳ベースにして具体的に、個人のそういう健康状態だとか、いろんなデータがみんなの手の上に乗るような状態の中で、協議が図られている状態であります。

ここの町長の弁が、記事に載ってましたけども、例えば、ひとり暮らしの老人から電話がかかってくると、保健師が行けないときは他の役場の職員が、それもできないときは消防署の職員が駆けつけるということを町長が誇らしげに語っていたと、そういった記事が載ってましたけども、文字どおり役所を挙げて、全体が連携をして住民の命を守るっていうのが実践されている実例であります。

ところで中間市の場合、この辺の保健と医療と介護と福祉あるいはそれ以外の消防署だとか公的機関の連携の実態について、これも介護保険課長のほうにちょっとお伺いしたいんですけども、どのような内容で連携されてるかをお聞かせいただきたいと思いますが。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

医療と保健と介護の連携ということでございますが、確かに今3機関の、消防署も含んで4機関の連携というのは、強固なものじゃございませんけども、例えば消防署に関しましては、例えばひとり暮らしの見守りネットワークの件で、一応見守りを希望している方につきましては、安全・安心キットを希望者に配付しているわけですけども、消防署がそういう情報を一応持っていると、何かあったときには、安心・安全キットがある場合については即座に対応するということになってます。

保健センターの保健師の連携につきましては、一応、精神障害とか疾患を持つる方に

については、連携して、一緒に利用者宅に行き対応するとか、そういう対応を行っているのが現状でございます。

以上です。

○議長（井上 太一君）

田口澄雄君。

○議員（3番 田口 澄雄君）

状況についてはわかりましたけども、まだまだ、これ、連携の内容としては不十分だと思うんです。今後ともこれは強めてほしいと思います。

それと、医療相談への行政からの情報提供の問題なんですけど、先ほどもできないという話がありましたけど、一つの参考事例が今、東京都で進行しています。

その記事が、日経、2011年の7月9日付の記事なんですけど、見出しが「杉並区、診療所・訪問看護拠点を紹介」となっていて、「在宅介護をスムーズに 看護師ら常駐、窓口開設」というサブタイトルがつけられている記事であります。

これは、東京都の杉並区が、在宅医療の相談調整窓口を開設したというものでして、ここには看護師や社会福祉士が常駐して、在宅医療を希望する人に診療所や訪問看護ステーションを紹介しているということです。

窓口は区役所の中に設置をして、入院している病院や自宅の近くにある診療所、訪問看護ステーションなどと調整をした上で、「この病気ならこの診療所に」などと具体的に紹介をして、病状が悪ければ、大きな病院への再入院まで含めて手続をするってことです。

これ、考え方としては、入院から在宅っていうのが基本にはあって、私、必ずしも賛成はできないんですけど、しかし、行政としてこういった市民と医療機関との中に立って、何らかの形で動き始めたっていうのが、私は一つの評価すべきところじゃないかと思うんです。

東京都については、現在、これをもっと進める方向で動き始めているようであります。

自治体によっては入院相談窓口というような窓口まであるというように聞いてますけれども、確かに、これ、一つの自治体だけでやっていくというのは大変な問題もあるんですけど、しかし、今後、県も含めて動かしていくには、一つの大きな動きじゃないかと思いません。

その点で、市長にお伺いしたいんですけど、中間市として、このような方向で県への働きかけ等していくような気持ちはありませんか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

状況を私ちょっと把握してない、今、お話聞かしていただきまして、もうちっちゃな町

村でやってるっていうことであれば別でございますけどもが、東京都もそういうような動きをやっとるっていうことでございますので、状況を見ながら、当然そういう働きかけはやっていく必要があるかと、そのように思っております。

○議長（井上 太一君）

田口澄雄君。

○議員（3番 田口 澄雄君）

それと、関係機関の協力という問題なんですが、行政内部の連携ということはまず大事なことですけれども、それ以外に、行政以外の医療や介護の機関との連携ということも、もっと密に考えていくべきではないかと思うんです。

医療の問題では、中間市の場合、医師会が中間・遠賀医師会というふうに、一組織で複数の自治体にまたがっていますので、非常に連携のしにくさもあると思いますし、もう一つは介護保険導入の際の、中間市が単独で行って、医師会ではなく独自の体制で行ったということもあって、ちょっと、いろいろとうまくいってない面もあるようですけれども、しかし、中間市の市立病院自身もこの中間・遠賀医師会の一員であるというふうに聞いておりますので、今後はそういったほうでも密な連携がとれるようにご尽力をお願いしたいと思います。

それともう一つ、中間の市立病院についてなんですが、中間市の病院事業の設置等に関する条例第1条には次のようにうたわれています。「中間市国民健康保険診療施設として、市民及び国民健康保険被保険者の健康保持に必要な医療、保健事業及び介護保険に関する事業を行うため、病院事業を設置する」というふうにうたわれているのですが、でも、今、議会の中での論議でも感じるんですが、市立病院の位置づけというのが、どうも経営主体にもうけ、赤字なのか黒字なのか、そういうところを中心に議論がされてて、元来、市立病院の役割である、ここにも今出てきましたけど、保健事業としての予防医療の中心に座るべき組織としての位置づけが弱いんじゃないかというふうに私は思います。

そういうことで、市立病院を、一つはこういった予防医療の中核的な位置づけとして、もっと考えていくべきではないかというふうに思うんですが、その辺、市長のお考えをお聞きしたいと思いますけど。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

当然そのように考えておりますし、実際、院長初め、いろんな講座等々も開いていただいて、そういうふうな予防医療、市民相手のそういう講座等々開いて、予防医療等にも力を入れているところでございます。

また、その連携、連携につきましては、保健センターとも十分連携しながら、まさに言われます中間市の中核医療として育てていきたいなど、そんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

田口澄雄君。

○議員（3番 田口 澄雄君）

市立病院については、ほかの民間の医療機関とは違って、公的にやはりそういう重大な役割があるわけです。

ですから、ほかの医療機関と競うような、そういうレベルでの医療の中身では、やっぱ、だめだと思うんです。そういった意味では、先ほど紹介しました沢内村だとか、小鹿野町ですか、こういったところでは、病院は赤字ですけれども国保は黒字という、そういうちゃんとした位置づけの中で、全体として医療も下がっていくという、そういう効果を生み出しているわけですから、ぜひとも、もっと深く考えてほしいと思います。

次に、災害の問題についての、災害が予測される危険箇所の行政の対応について質問したいと思いますが、実は、昨年市民アンケートをとりました中で一市民の方から訴えがありまして、自分の家の裏山の大木の枝が、もう屋根の上まで伸びてきていて、台風等の風によって、それがいつ落ちてくるか心配で、何とかならないかという話です。

その方のお話では、以前市役所にも相談したんですが、一応、個人の所有という土地の関係で対応できないということでそのまんまになっていると。台風とか大雨のときは、自分も娘の家まで避難しているという、そういうお話です。

私も個人的に動いてみて、課税課のほうに行って、そこの土地を調べて、台帳まで調べて探したんですが、中間の周辺の自治体に住まわれている方ということまでわかりましたので、そちらの共産党の議員にも尋ねたんですが、どうしてもご本人がわからなくてそのままになっていたわけです。

で、お聞きしたいんですが、こんなふうに所有者が個人でははっきりしないわけですが、けれども、漠然としたときに、目の前に木が落ちてきて、実際命に被害が及ぶような可能性のある事例が今、目の前にあるわけです。そういうときに、行政としては個人の所有権の問題が優先して、何も対応できないのかどうなのか、この辺についてお聞きしたいと思いますが、総務部長、よろしいですか。

○議長（井上 太一君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

そういう危険箇所が民有地である場合の対応につきましては、行政といたしましては、まず土地の所有者等の調査をします。そして、その所有者にまず危険箇所の対応を求めておりますけれども、ただ、そういう所有者が遠方に住んでおられたり亡くなられたりして、こういうときには相続人を調べたりして時間を要することもございます。

しかし、法律上、行政が直ちに代執行できるというものではございませんので、所有者

にご理解とご協力をお願いしてるのが現状ではございます。

もうご承知のように、樹木などの土地の工作物の管理というのは、民法の717条に、土地の工作物等の占有者及び所有者責任に関する規定がございまして、竹木の栽植または支持に瑕疵があり、または土地の保存に瑕疵があるようなことによって他人に損害が生じたときは、土地の占有者または所有者が被害者に対し、その賠償責任を負わなければならないという、いわゆる民法上の規定がございます。

こうしたことから市の対応といたしましては、まずはこの民法の原則にのっとりまして、土地の占有者あるいは所有者に対し、対応を求めてまいります。また、所有者が不明である場合は、その相続人や、身近な親族の方に、その対応をお願いしているところではございます。

ただ、今おっしゃったような、所有者等が履行しないで、他の手段によって履行を確保することが困難であって、かつ、その不履行を放置することによって、著しく公益に反すると認められるとき、例えば、のり面が崩壊しまして道路の安全確保ができないような場合、こういったケースの対応につきましては行政代執行法に基づきまして、市において代執行を行うことも、まあ、極めて例外的なケースではございますけれども、あり得るものでございます。

以上です。

○議長（井上 太一君）

田口澄雄君。

○議員（3番 田口 澄雄君）

特に、今の問題っていうのは、今度の東日本の大震災の中で、土地の所有者が、あれだけぐちゃぐちゃになったらはっきりしないけども、対応しないといけないということで、今、法的には何か進み始めているようにも思いますので、その辺の変化もとらえて対応してほしいと思います。

それともう一つが、これ、ちょっとまたパターンが違うんですけど、今度は土地の所有者ははっきりしてるんですが、大多数が通る道路で、その先は袋路のところなんですけど、何百人かが住んでらっしゃるわけで、そこのがけが崩れかかって、相談があったわけです。

がけと、その横は土手もちょっと崩れかかっているんです。で、もし何かあれば、そこはもう通行がちょっとしにくくなりますので、かなり多数の方に影響を受けるわけなんですけども、このことも役所のほうで、私もちょっと出向いて相談したんですが、やはり個人所有ということで個人の対応が求められました。

たまたまそのときは一定の金額以下でできるということでご本人がやったんですけども、こういうことっていうのは今からもあると思うんです。

そのご本人自身は、そういう、もう、実際にはのり面で、最初は畑なんかつくれるようにあったんですけど、1回崩れかけて、鉦害復旧でしっかりしたもんですから、今もうの

り面でほとんど利用価値ないんです。

で、ご本人はその土地についてはもう譲渡したいと、もし引き取ってもらえるならば、市に、そういう意向もあるんですけれども、そういうことは可能なんでしょうか。ちょっといきなりですかね。

○議長（井上 太一君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

そういう危険なのり面であって、それを市が譲渡を受けることによって、今度、逆に市が所有者責任を問われるような形になりますよね。

それで、それもちょっと簡単にはできない話だと思うんですけども、ただ、そのり面が、一定の規模、高さがあって、保全戸数が幾つかあって、そしてここに道路なんかの公共財があると、そういう一定の基準を満たせば、急傾斜地の崩壊防止工事という形にのせることはできます。

その場合は、土地の所有者については無償にそこを譲渡してもらって、公のほうでそういう防災工事を行うという、そういう一定規模の基準を満たしているところについてはそういう制度もございます。

○議長（井上 太一君）

田口澄雄君。

○議員（3番 田口 澄雄君）

ちょっと参考にならないかもしれませんが、事例として、これ、土地じゃないんですが、建物の場合で、これ、日立市なんですけど、旧海風館というところが、昔は栄えた旅館だったんですけど、非常に衰弱してもう放置状態になって、そういう宿主ももう亡くなって、滞納から、これ、銀行の抵当に入って、銀行の所有物になってたんですけども、非常に老朽化して危ないということで住民からの苦情が出まして、これ、市が動いてるんですが、市は銀行に交渉して、ここで無償譲渡を受けて、そして市の費用で撤去してるわけです。

これとちょっとパターンが似てるような気もするんですけど、そういうのもありますので、なるべく危険な場所っていうのは、今度、安心・安全の条例ができますけれども、あの中には、そういうおそれがあるみたいな文言もありましたので、あらかじめその人の危害といいますか、命にかかわるような問題で対応ができれば徹底的に研究してやってほしいと思います。

大概今までの法律っていうのは、起きたときの補償の問題であって、これを防ぐという観点がやっぱり弱いと思うんです。

その辺は幾ら補償されても、亡くなられた方っていうのは何も意味がありませんので、今後そういうところも観点に入れて、それと先ほども申しましたように、東日本の状況の中

で、国も今、動きつつありますから、こういった情報も、やっぱり、敏感に察知しながら、よりよい方向で今後とも対応してほしいと思います。

以上で、私のほうからの質問を終わらせていただきます。

.....
○議長（井上 太一君）

次に、青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

日本共産党の青木孝子です。通告に従いまして一般質問をいたします。

初めに、中鶴地区の市営住宅の住環境整備についてお伺いをいたします。

市民は、低賃金や失業、また税金や保険料の負担が増え、暮らしは本当に大変になっております。中でも、住宅費は家計の中で大きな割合を占めています。こうした中、公営住宅に入居したいという市民がたくさんいらっしゃいます。

先日、私は中鶴の市営住宅を見て回りましたが、空き家も多く、がらくたと言えるような物が玄関前に積み重ねられているなど、住環境整備を早急にすべきではないかと痛感したところです。

公営住宅法では、国及び地方自治体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備すること。そして、住宅に困窮する低所得者に対して安い家賃で賃貸することで、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することと、このようになっています。

この公営住宅法の目的に照らして、中鶴地区の市営住宅の現状はどうか、また住環境整備計画についてお伺いいたします。

まず、市長にお伺いいたします。

市長は、当然、中鶴地区の公営住宅を見て回られたことは、最近ありますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○議員（2番 青木 孝子君）

その感想もお伺いいたします。

○市長（松下 俊男君）

何回か、あのあたり歩いております。

大変古くなっておりまして、これは、市営住宅の建て替えをストック計画等々やってるんでございますが、なかなか予算的なものもございまして、前さえいかないというのが現状でございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

わかりました。

次に、建設産業部長にお伺いいたします。入居状況についてお伺いいたします。

○議長（井上 太一君）

三島建設産業部長。

○建設産業部長（三島 秀信君）

お答えいたします。

ただいま、中鶴地区には、中鶴の公営住宅16棟、戸数にして96戸、また中鶴改良住宅24棟144戸、それに中鶴店舗付住宅1棟24戸がございます。

各築年数、入居状況でございますが、中鶴の公営住宅におきましては、築36年から41年が経過しております。入居状況におきましては、96戸中80戸を現在入居されております。

また、中鶴改良住宅、築年数は41年から43年が経過しております。入居状況でございますが、144戸中126戸の方が入居されております。

最後に、中鶴店舗付住宅、築年数が43年経過しております。入居状況は、24戸中、現在9戸の方が入居されております。

入居状況、以上でございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

トータルいたしますと、お聞きしましたところ49戸が、今、空き家になってるということでお聞きしておりますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（井上 太一君）

三島建設産業部長。

○建設産業部長（三島 秀信君）

はい、それでよろしいです。

○議員（2番 青木 孝子君）

今、住宅難の中で、49戸も空き家があったと。

これを補充してこなかった理由についてお伺いいたします。

○議長（井上 太一君）

三島建設産業部長。

○建設産業部長（三島 秀信君）

お答えいたします。

中鶴の市営住宅につきましては、平成19年度に公営住宅ストック総合計画——いわゆる建て替えでございます——に基づきまして、建て替え計画を立てておりました。

平成19年度から、この建て替え計画に基づきまして空き家募集を停止している状況で

ございました。

今、議員ご指摘のように、空き家があるじゃないかという市民の強いご要望ございましたので、今年度におきましては、今年度、まず4月に3戸、それから11月に2戸募集をかけております。

それで、ハンディキャップのある方、ポイント制っていう制度がございまして、ハンディキャップのある方にも利用していただきたいということで、新たな方策としてポイント制度を設けまして、入居募集をかけている現状がございます。

以上です。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

入居する場合に中の改装が必要だと思いますが、その1戸の改装の費用についてお伺いたします。

○議長（井上 太一君）

三島建設産業部長。

○建設産業部長（三島 秀信君）

お答えいたします。

昨年度、一昨年度、おおむね100万から120万円をかけまして、まず水回り、お風呂、それから台所、このところを補修いたしまして、それからクロス関係、それから畳関係、こういうものをしておりました。

でも、余りにも、家賃4,000円から七、八千円程度の家賃をいただくのに、これだけの膨大なお金をかけていかなものかなということで、今回募集しますに当たりまして、今年から、そのコストをなるべく下げたいということで、おおむね60万円程度でご入居していただいて、ご入居の際に、こういう状況でございますと、いわゆるそのおうちの程度をご了解いただきまして、ご入居をされている現状でございます。

以上です。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

済みません。先ほど耐用年数のところで、築もう35年を過ぎているというところがほとんどだったと思いますけれども、先ほど公営住宅法の本質ですか、法の中では、健康で文化的な生活を営むに足る住宅と、こううたっておりますけれども、先ほど市長もかなり老朽化が進んでると、こういう感想を持たれておりましたけれども、やはりこの抜本的な対策っていうんですか、公営住宅の建て直しも含めて、そういうところの検討が早急にされるべきではないかと思っております。

そういう中で、先ほど建て替えということを前提にした、平成19年度に策定した公営住宅ストック総合活用計画、こういうものを継承しながらの計画っていうんですか、新たな住宅政策っていうんですか、そういうものについて、建設産業部長のほうにお伺いいたします。

○議長（井上 太一君）

三島建設産業部長。

○建設産業部長（三島 秀信君）

お答えいたします。

まず、中鶴につきまして、建て替え計画の中でストック計画というのを策定しております。

これ、5年置きに見直しをやりまして、現在、住宅環境の整備ということで、電気容量のアップ、10アンペアしかなかったものを20アンペア、いわゆる生活環境を上げる電気製品が増えておりますので、それから下水道が完備されておりますので、接続、それから今年7月で終了しましたデジタル放送対応、こういうものにおきまして、ストック計画の中で整備させていただいております。

その中で建て替えということになります。このたび政権が変わりまして、やたら、いわゆるスクラップ・アンド・ビルド、古くなればすぐ壊してすぐ建て替えようという、そういう政策から、いわゆる税金を投入したものについては、末永く、何とか長もちできるような、そういうエコの視点からも取り組んだらいかということで、国のほうから、公営住宅等長寿命化計画を策定しなさいというご指示をいただいております。

当市におきましても、来年度に公営住宅等長寿命化計画を立案、作成いたしまして、本来の公営住宅のあり方、長くもてるものは長くもたせよう、それから解体して建て替えるものについてはそういう方向でやろうということで、中間市全市の公営住宅につきまして、公営住宅の将来的なあり方、ここを、長寿命化計画をもちまして、また議員の皆様にもご議論をしていただくような状況になろうかと思っております。おおむね、中間市は560戸の公営住宅を抱えております。これ、建て替え費用が、1戸当たりで割り崩しますと、土手ノ内のケースで、1戸建て替える、3DKを建て替えるので、おおむね1,600万から2,000万かかる状況でございます。

棟数で割りますとかなりのコスト、費用、いわゆるコストがかかるような状況でございますので、その辺も含めたところでご議論をしていただきながら、長期的に公営住宅のあり方を検討していただきたいという思いがございます。

以上です。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

もう、私も、その中鶴住宅見てまいりました、市営住宅を。本当にひどいもので、これで耐震化に耐えるかなど、確かに財政的なこともありますけれども、やっぱり人命第一だというふうに考えますので、先ほどの部長のほうが、そういう公営住宅長寿命化計画策定ということで検討していくということで、住民の皆さんの意見、アンケートもとりながら、建て替えも含めてどうするかということを検討していくということでご答弁いただきましたけれども、私は、やはりあそこの中鶴住宅、もう前々からいろんな環境の問題で、何とかしてほしいということで取り上げてまして、実は、やはり中間市は、市長も、保育条件、保育料も安く、また保育の待機児童もないということで、かなり、そういう福祉の面では中間市、県内でも進んでるんじゃないかなというふうに思っております。その点では私も評価しておりますが、やはり、それだけでは、住民の皆さん、なかなか中間市に住みたいということにはならないと思うんです。やはり、住む場所、そこの住環境がよくなれば、なかなか中間市に住みたいなという思いはならないと思います。そういう点で、市長はどうでしょうか。その市営住宅のあり方について、中鶴地区の。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

何と申しますか、空き家がある、これは私どもも意識して募集をかけておりませんでした。

しかし、何て申しますか、要望があったものですから、また何戸かオープンしております。っていうのは、大変、耐震化もなっておりませんし、危険なところは、そこにはもう住んでいただかないようにしようと、そして少しでも新しい——新しいっていても古いんですが、その中の新しいやつに、そちらのほうに移っていただいて、もう古いやつは順次取り壊していこうと、そういうふうなことでやってたところでございます。

大変、言われますように厳しい状況ではございますけれども、先ほど建設産業部長が言いましたように、土手ノ内がやはり1戸建てるに当たって1,600万ぐらいかかる話でございます。

これは、一般市民の方がやはり家1戸建てる費用になるわけでございます、大変そういうあたりで、また議員の皆さん方と、建て替え等々についてはご意見賜らないかなという部分というのは、大きなものがございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

実は、11月14日に中間市暴力追放市民集会が開催されまして、500名以上の方が参加したということで、テレビでもニュースで報道されておりました。

その中で、折尾警察署長が「暴力のある町は活性化しない。暴力を一掃しよう」と、こ

のようにあいさつしておりました。

先日、北九州市で暴力団員による発砲事件があり、とうとい命が絶たれました。

暴力団は社会悪です。暴力団事務所の撤去も視野に入れた中鶴地区の住環境整備をぜひ早急に行うよう、私の希望として切に市長にお願いいたします。よろしく申し上げます。

次に、障がい者福祉制度について質問いたします。

障がい福祉制度は、措置制度から2003年に契約制度を導入した支援費制度、2006年に障害者自立支援法、そして2013年8月施行を目指す（仮称）障害者総合福祉法へと、この10年間にめまぐるしく制度が変わろうとしております。

障害者自立支援制度が導入され、利用料の1割負担が重く、施設や在宅サービスの利用を抑制せざるを得ない障がい者が相次ぎました。この間、障がい者の批判の声と運動が大きく広がり、2007年「特別対策」、2008年「緊急措置」と、2度にわたって利用者負担軽減など改善策が施行されてきました。

さて、中間市は障害者自立支援法に基づいて、平成21年度から23年度の第2期障害福祉計画を策定しています。障害福祉計画期間もあと4カ月足らずとなりましたが、この計画の目的と進捗状況についてお伺いいたします。所管の部長か課長、よろしくお願ひいたします。

○議長（井上 太一君）

溝口保健福祉部長。

○保健福祉部長（溝口 悟君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

第2期の計画に設定されております各サービスの目標値の達成につきましては、平成22年度の実績で申しますと、訪問系のサービスにおいては、ほぼ達成できているとも考えております。

また、課題とされております市内の指定サービス事業所数も、第2期計画策定時から2カ所増え、8カ所となっており、そのうち精神障がい者を対象としている事業所は4カ所であり、サービス提供体制の充実も徐々にではありますが、進んでいる状況でございます。

しかし、日中活動系サービスにおきましては、旧体系から移行がなされていない施設がまだ残っていることから、計画値を達成しておりませんが、本年度末までにすべての旧法事業所の新体系への移行が義務づけられておりますので、本年度末実績においては、おおむね達成できるものと見込んでおります。

以上です。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

2011年「障害者白書」によりますと、日本の障がい者は、身体や知的・精神障がい合わせて約750万人と言われております。そのうち、障がい者福祉サービスを利用している人は、1割も満たない61万人です。

中間市の障がい福祉サービスの利用状況はいかがでしょう。所管の課長か部長、よろしくをお願いします。

○議長（井上 太一君）

溝口保健福祉部長。

○保健福祉部長（溝口 悟君）

お答えいたします。

障がい福祉サービスを受給できる障がい者の人数は、本年11月1日現在3,332名でございます。そのうち、同サービスの支給決定者は389名であり、割合といたしまして、約11.7%でございます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

今、答弁がありましたように、障害手帳等々利用できる状態の人が、利用してる人は11.7%と。約、国の基準と全く一緒ですが、こうした障がい福祉サービスを皆さんに周知徹底っていうんですか、それについて、どのような対策でやっているのでしょうか。余りにも低いので、その点についてお伺いをいたします。所管の課長か部長かお願いいたします。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

福祉だよりということで、障がい者の申請に来られた方については、必ず福祉だより、利用できるサービスです。

それから今、パルハウスぼちぼち、ハピネスにございますけども、そこに、年間6,600、22年の4月から23年の3月までに相談件数が6,620件ございますけども、相談に来られた方につきましても、福祉だよりの内容の説明、サービスの内容の説明についての周知をしております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

市のお仕事っていうのは、どうしても、申請主義っていうんですか、相談に来られたら、

よく丁寧、親切にいろいろとご指示いただいているようではございますけれども、そうでない方々、3,332名、すべての方が福祉サービスが必要だとは思いませんけれども、そういう方たちへの手だてというんですか、その点はどういうふうにされてますでしょうか。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

3,332名の方については、障がいの認定を持っておられるので、その申請時については、福祉サービスについては必ず説明はしております。

以上です。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

うちの夫のことを引き合いに出すのも何ですが、今回、障がい者の方の市のお世話をすようになりまして、人数的にはかなりの方が、障がい者の方いらっしゃると思うんですが、なかなかそういう団体の行事だとか、いろんな集いに来られない、少ないんじゃないかと。そういうところで、市のほうに行っても、それこそ問題になっております個人保護ということで、なかなかどういう方がいらっしゃるかというようなお話も聞けないということで、そこら辺の対応っていうんですか、何とかなればなということであるんですが、情報公開の、名簿の開示というふうなことは、まあ、すべての皆さんにするということではありませんけれども、町内会でもそういうような話も出てましたし、そういう団体の人たちの責任者に対して要望があればというようなことはどうなんでしょうか。この点はどなたに答えていただいたらよろしいですか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

障がいをお持ちの方の情報ということでございます。

私どもは、やはり障がいをお持ちの方に対しましては、普通一般の方以上の情報公開についての配慮は必要ではないかと、そのように思っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

障害者実態調査によりますと、相談窓口の利用意向はすべての障がいに共通して高く、また、精神障がい者では、充実した生活を送るために必要な支援の第1位に、「相談体制・相談相手の充実」が上がっております。

障がい者に対する相談支援や情報の提供はどのように行っておりますでしょうか、先ほ

どぼちぼちの事例を出されておりますけれども、その他、身体だとか、知的だとか、いろんな障がいがあると思いますけれど、総合的にどうでしょうか。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

平成22年度までは、今の障害者福祉系のほうには有資格者、精神保健福祉士、そういう資格を持った方を置いておりませんでしたけども、23年度におきましては1人、嘱託ではございますけども、今、常勤で、今1人雇用しております。

その方については、いろんなところにも研修を行かせてますし、現場での業務については初めてということですので、今後もいろんな研修に参加させて、障がい者に対する状況の、的確に伝えるようなことができるように指導していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

少し具体的なお相談なんですけど、バス旅行のときの介添え、それから体育大会など行事を開催するときの援助など、障がい者をサポートする支援というんですか、窓口ってというのはあるんでしょうか。課長のほうにお願いいたします。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

バスハイク等々につきましては、ご要望があれば、先日も、先ほど言いましたように、精神保健福祉士と一緒に同行したというふうに聞いております。

以上です。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

今、高校生とかがボランティアで大いに実習で入るというようなことがありますので、そういう高校生との、高校とのそういう連携も含めて、そういう行事に合わせてとかいう方向も検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。担当課長。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

その件も含めまして、今、中間市のボランティアセンターで登録してるボランティア団

体については41団体。それから、このボランティア団体につきましては、いろいろ福祉の関連するところとか、子育て支援とかいろいろございますけども、そういうボランティア団体に、うちのほうから協力支援できるかという、障がい者団体について協力支援できるかどうかということは、今からちょっとお話をさせていただきたいなというふうには思っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

前向きによろしくお願いいたします。

障害者基本法の一部を改正する法律が、平成23年、今年8月5日に公布されました。

「第23条障害者及びその家族、その他の関係者から各種の相談に総合的に応ずることができるよう、必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援を」と明記しております。

相談支援機関の機能強化はもとより、市民にとって、より身近で利用しやすい相談の場となる、そうした拠点づくりが必要ではないかと思っておりますので、ぜひ、よろしくお願いいたします。

次に移ります。

全国の共同作業所をつくる団体「きょうされん」の調査では、多くの障がい者が家族によって支えられていること、そして介護者の64%が母親で、その母親の49%が60歳以上ということが明らかになりました。

中には、94歳の父親が精神障がいのある58歳の娘さんを介護、また、93歳の母親が知的障がいなどある72歳の息子を介護していた例もありました。

私が事業所や関係者の人たちとヒアリングをいたしましたところ、知的障がいや精神障がいの多くの家族の方から、保護者亡き後の障がい者の生活に不安を抱いています。その不安解消のための施策について、どのように考えておられてますでしょうか。所管の部課長、どちらでも構いません、よろしくお願いいたします。

○議長（井上 太一君）

溝口保健福祉部長。

○保健福祉部長（溝口 悟君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

平成24年4月施行の自立支援法改正案において、相談支援事業の一つとして、成年後見制度利用支援事業を必須事業として実施することとなっております。

そのことから、中間市の場合は、同法の改正前にはもう、中間市成年後見人制度利用支援実施要綱というのを、平成18年の4月1日から施行しております。

障がい者の利用者は、まだ現在1名でございますが、親亡き後の障がい者が自ら希望す

る、自立した日常生活を営むことができるように、本制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

成年後見人制度、今の市民後見人ということでも中間市で取り組んで、市民の皆さんが講座を受けておられるようですけれども、今、障がい者の方が地域社会へ、もう施設とかじゃなくて、地域で生活をしようと、そういう方向で国の施策も変わっておりますけれども、そうしたときの市としての援助っていうんですか、支援とかいうのはどうなんですか。

施設ではグループホーム等々を建てねばならないというようなお話も聞いておりますけれども、その点はどうなんですか。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

お答えします。

現在、自立支援法の規定がございますサービス、就労支援サービスについては、就労移行サービス、これは一般企業への就労を目標に訓練を行うところでございます。

○議員（2番 青木 孝子君）

ちょっと待ってください。

○介護保険課長（山本 信弘君）

はい。

○議員（2番 青木 孝子君）

そうじゃなくて、障がい者の方が地域で生活しようと、自立させようっていうことで国のほうも変わってますし、親亡き後、それで事業所のほうもそういうことでグループホームなどを建てて、それで、そこで生活して、昼間はデイサービスでそういう事業所に通うというような方向で、これからはしていかなきゃいけないというような話も聞いておりますけれども、それも非常に厳しい条件があると思うんですけれども、中間市の場合は、その点について何か考えてありますでしょうか。

○介護保険課長（山本 信弘君）

申しわけございません。先ほどグループホーム、それからケアホーム等の、県下では20カ所近いグループホーム、ケアホームがございますけれども、中間市においては、残念ながら今1カ所もございませんけれども、今後はそういう地域で、やっぱりその施設から地域で生活できるようなサポートは必要だということを思っておりますので、今後協議し、そういう施設が可能であれば、事業所等とも協議しながら進めてまいりたいというふ

うに思っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

障がい者が、その適正と能力に応じて可能な限り就労することは、自立した生活をする上で極めて大切なことです。

障がい者の雇用の促進については、法律などに基づき、障がい者に対する職業訓練や事業主に対する助成、職場定着までの相談など、さまざまな施策が行われていますが、雇用を促進するには就労の場の確保が課題です。

就労支援の現状と対策について、次は、お答え願います。課長お願いします。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

お答えします。

先ほど言いました就労移行支援サービス、それから就労継続支援サービスA型、それからB型がございますが、このうち利用者が最も多いのが就労継続支援サービスB型でございまして、このB型というのは、非雇用型で一般企業等での就労が困難な人、年齢とか体力的に無理ということでございまして、11月1日現在で、B型に69名に対してこのサービスを支給決定しているところです。

このサービスについては、移行支援サービスとか就労継続支援A型の利用が困難な方を対象としておりますことから、一般企業への就職へと直接結びつきにくいことも事実でございまして。

就労意欲、それから育成や、就労に向けた訓練の場として、また生産活動を通じた社会参加という面では、一定の役割を果たしているんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

一般企業への就職のための訓練っていうんですか、そういうところへの希望などというのはあっていないんでしょうか。

施設としては、残念ながら戸畑のほうにそういう人たちの訓練の場があるようですけども、その点ではどうなんでしょうか。これまでなかったんでしょうか。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

1名おられました。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

そのときに、そこに通う、戸畑のほうに通うための交通費などの援助とかいうのはされてあったんでしょうか。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

交通費の援助についてはしておりません。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

これから、そういうところに行く人のために、交通費などの援助もぜひしてあげて、一般企業で働きたいという、そういう意欲を大いに買ってあげていただきたいと思います。市長、どうでしょうか。その点について。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

検討してまいりたいと思っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

障害者自立支援法にかわる新しい総合的な障がい者福祉の法制度は、日本国憲法と「障害者権利条約」の趣旨に基づき、すべての障がい者が人間らしく生活できる権利が保障される社会を目指しております。

11月30日に「私たちが目指す新法、障害者総合福祉法を実現させよう」福岡県民集会が開かれ、目標の600名を大きく超える900人以上が参加いたしました。

集会では、「障害者権利条約の精神を生かして法の改正を実現し、障がいのある人もない人も人権が保障される社会をつくろう」「障害者総合福祉法を立法化するための十分な予算の確保」などを求めたアピールを採択しております。

日本は経済大国でありながら、国内総生産GDPに占める障がい者関係の割合は、ドイツの4分の1、スウェーデンの8分の1と本当に低い水準です。年5兆円に上る軍事費にメスを入れること、また大企業と大資産家に対する行き過ぎた減税を正し、そのごく一部

を回しただけでも、障がい者福祉を充実する財源は十分に確保することができます。

日本共産党は、障がい者の声を反映した障害者総合福祉法の実現を目指して全力を挙げてまいります。

最後に、妊産婦の医療費助成制度についてお伺いをいたします。

少子化の進行は、社会経済全体に深刻な影響を及ぼすものとして、日本における重要な政策課題とされております。中間市でも少子高齢化が進む中、少子化対策は喫緊の課題であり、だれもが安心して子育てできる環境、心身ともに健やかに成長できる環境の整備が求められています。

中間市次世代育成支援行動計画には、さまざまな施策が示されていますが、母子の健康確保と増進、安全な妊娠、出産への支援が掲げられています。

中間市では、これまでも妊婦の健康診査や母親教室、訪問指導などが実施されてきましたが、さらなる積極的な取り組みとして、妊産婦が病気で通院や入院した場合の自己負担額を助成してはいかがでしょうか。妊産婦の医療費を助成することで、母子の健康確保、安全な出産の支援につながります。

市長、どのように、この妊産婦の医療費助成についてお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

少子化時代に入りまして、そういうふうな妊産婦の方をしっかりと守っていかなければいけないという、そういう、その思いはございますけれども、今、議員ご質問の、どうかという、そのお話の医療費、そこまで実際やっているところは県下でもないと認識しております。

それと、いつも言ってるんですが、こういうあたりは少子高齢化社会の中で、国がしっかりしていただきたいなという思いはいたしております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

妊婦健診はよくされて、中間市は14回ということで、本当に進んでおると思いますが、その健診の結果、医療が必要になれば医療保険で治療が始まりますが、一般内科と違いまして、投薬による胎児への影響も考えねばならず、どうしても治療の期間や入院日数も長引いてしまいます。

妊婦の医療費負担も大きく、母子の健康保持と経済的負担の軽減のために、妊婦への医療費助成、ぜひ検討していただきたいと思います。

この医療費助成につきましても、妊娠にかかわって発病する妊娠高血圧症候群、また切

迫流産の症状、妊娠糖尿病、こうした妊娠にかかわっての病気と、一般的にどんな病気でもということではいろんなケースがありますが、ぜひ、そういう妊娠にかかわる病気での通院、入院の助成をしていただけないかなと思います、いかがでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほどお答えしましたように、これ、今、妊婦健診を14回まで負担ということをやらせていただいておりますが、これ、もう実は国の時限立法的なものございまして、もう3年過ぎれば国からのその援助、どうなるのかなという、その思いがしております。

そういうあたりで、先ほど言いましたように、こういうあたりは、もうしっかり国がしていただきたいなという、その強い思いがございまして、今、ご質問の件につきましては、県からの調整等々を考えながら、これは、やはり、予算を伴うものでございまして、どれぐらいの予算が必要かということもよくわかりません、はっきり言わせて。

そういうことで、状況を見ながら検討させていただきたいなと、そのように思っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

最後ですが、中間市の次世代育成支援行動計画、30ページに載っておりましたけれども、妊娠中、出産時の心配事や悩みということで、分娩に対する不安が55%、これから始まる育児についての不安46.2%、妊娠中の母体の不調について42.2%と、かなり半分近くの方たちが妊娠中のその病気等々の不安を抱いておりますので、ぜひ、先ほど市長が前向きに検討するというふうに答弁していただきましたので、ぜひ検討していただきたいということを述べまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、宮下寛君。

○議員（1番 宮下 寛君）

日本共産党の宮下寛であります。質問通告に基づき、一般質問を行います。

我が中間市のホームページには、平成23年度中間市職員採用第2次試験合格者として、一般事務A6名、一般事務B2名、一般事務C2名、それから消防職員3名、そして薬剤師1名、さらに補欠合格者として6名が発表されています。

職員定数については、平成15年4月1日施行の条例で規定をされていますが、今回の採用数とこの条例との関連について、総務部長にまずお伺いいたします。

○議長（井上 太一君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

職員定数は、地方自治法によりまして条例で定めるということになっておりまして、この定数は職員数の上限を示すものでございます。

したがって、今、おっしゃいましたように、新規採用職員14人の採用を予定しておりますが、この職員採用によりまして、職員実数は446名ということで、今、職員定数計画の中に定めております447人を維持する、そういう採用計画を今、立てているところでございます。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（1番 宮下 寛君）

今、職員定数について、こういう、述べてもらいましたが、平成15年4月1日施行の、このときの職員数については何名でしょうか。

○議長（井上 太一君）

挙手をして。白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

平成15年施行って今おっしゃいましたけども、これ、職員定数条例のことです。よろしいですか。

○議員（1番 宮下 寛君）

そうです。

○総務部長（白尾 啓介君）

職員定数条例の施行日は昭和31年でございまして、最終的に改正を行ったのが平成14年の12月……。

○議員（1番 宮下 寛君）

12月。

○総務部長（白尾 啓介君）

でございます。

○議員（1番 宮下 寛君）

だけど、施行は4月1日。

○総務部長（白尾 啓介君）

施行日はそうです。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（1番 宮下 寛君）

まあ、いいです。

ホームページで、ちょっと、こう、積算しますと591名です。

今、部長が言われた447名、このように職員の定数が大きく削減をしてくれています。これがその定数の、いわゆる条例の変更なしに、いわゆるこれは上限だということで、その時々、市長を先頭にして、こういう職員数が減じられていってるわけですね。

これについて、なぜこういう質問を今、行ってるかというのは、一つはこの次の質問で、職員研修についても関連をしてくるものですから、ちょっと述べてるわけです。というのは、この市民のさまざまなニーズ、それから昨日の当議場でも問題になっておりましたが、市民の目線でこたえるべく、職員の能力アップが強調されていると思うんです。

こうした中で、どのような形で、こういう職員がどんどん減少していく中で、研修が、いわゆる能力アップのための研修が進められていくのか。これをちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（井上 太一君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

今、議員おっしゃいますように、職員の条例定数は591名で、実数は447名ということで、定数よりも25%ほど少ない、今、職員でやっております。

現在、地方分権が成熟の時代を迎えまして、職員一人一人の資質・能力を向上させまして、組織全体のレベルを上げていくといったことが求められている時代だと認識しております。

こうした中で、平成19年4月に、市では人材育成基本方針を策定いたしまして、その中で職員研修の充実を図っているところでございます。

内容につきましては、市町村研修所の研修体系、あるいは自己啓発、職場研修等がございますけれども、平成22年度では、延べ662名の職員がこの研修に参加いたしまして、レベルの向上を図っているところでございます。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（1番 宮下 寛君）

先ほども言いましたように、その職員の数が、本当に大まか25%減っているんですから、本当にこれは大変な数字ですね。

こういう中で、今もうどこの職場でもぎりぎりの定員だろうと思うんです。そうすると、これは、もう数年前に起こったことですが、いわゆる係長級で1カ月、2カ月という研修期間、これは自治大学ですか、こういうのがあってと思うんですけれども、結局職場で忙しいもんだからなかなか人数が割けられないということで、この研修は受けられなかったという事例が発生をしました。

このように、本当ならば、この市民のためのサービスなり、また市民のための行政が目

指している施策を実行していく上で、その要となる職員がその能力アップをしていく、その必要性があるのに、それがなかなかできないというのが、今、出てきているんじゃないのか、やはり、限界が来てるんじゃないのかな、それ以上なってるんじゃないのかなという気がするんです。というのが、今、25%減と、こういうことになりましたけれども、職員を何%以内におさめるぞという、こういう枠がはめられて、いわゆる総務としても、それ以上のいろんな各課から要請があっても応えられない、こういう状況になってるんじゃないのか、ということを見ますと、こういう定数に対する、その枠をはめるということ自体が大きな問題になっていると思います。

そういう点で、本当にこの能力アップが可能なのかという危惧を覚えるから、今回のこのような質問をしたわけですがけれども、この問題、やり始めると、各課の状況、どんどん、こう、何です、ピックアップしながら問題提起していかにかいけんだらうと思うんで、これは、次の機会に譲るとして、いわゆる、次の3番目のこの消防職員の問題について、この問題絡めて移りたいと思います。

今年の6月議会で、消防職員の異常な勤務実態を見直し、「適正な勤務状態に改善する」旨の市長の答弁がされました。今回の職員採用でどう変わっていくのか見てみたいと思います。

そこで、消防長にお伺いするんですが、今年度退職されるのは何人でしょうか。

○議長（井上 太一君）

一田消防長。

○消防長（一田 健二君）

お答えをいたします。

今年度末をもって、3名の職員が退職をいたします。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（1番 宮下 寛君）

先ほども、当初述べましたように、3名の消防職員の採用ということです。つまり、退職される数と新規採用される数、同数です。

それで、これがどういうふうなことを起こしていくのかということについて聞いてまいりたいと思います。

さて、新人を3人採用されるわけですね。で、この新人研修というのは、どういった内容になるのでしょうか。

○議長（井上 太一君）

一田消防長。

○消防長（一田 健二君）

お答えにつきましては、消防本部次長のほうから申し上げたいと思います。

○議長（井上 太一君）

じゃあ、最初から次長が手挙げてください。

○消防長（一田 健二君）

はい。

○議長（井上 太一君）

安田消防本部次長。

○消防本部次長（安田光太郎君）

お答えいたします。

消防職員として採用された職員につきましては、4月から9月まで約半年間、福岡県消防学校というところで消防士になるための初任の教育を実施いたします。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（1番 宮下 寛君）

3人消防学校に行くということです。しかし、その3人は、もう既に退職をされているわけです。

現職消防職員は、今たしか49名でしたね。で、49名から3人の退職者を生む、新規採用は3人で数的には合うんですが、先ほどもありましたように6カ月間は消防学校に行って研修を積むと、こういうことになるんです。

そうすると、さらに、今までのその勤務状態が改善をされるどころか、ますますひどくなっていくのではないのか、こういうことが当然予想されるわけです。

そこで、もう一つ深めたいんですが、6月議会で、非常呼び出しが、いわゆる昨年度、22年度の実績では155件、延べ311人が2日ないし3日に一度非常呼び出しがあるということが明らかになりました。

そこで、同じ月内で、複数で非常呼び出しを受けた職員が何名になっているのか。すべての月は、もうこれはちょっと1月から12月は大変ですから、二、三カ月ぐらい明らかにしてもらいたい。

そして、年に直して何回ぐらいの複数呼び出しの回数になるのか、そして平均、年間の月平均をしますと何名ぐらいになるのか、わかりますでしょうか。

○議長（井上 太一君）

安田消防本部次長。

○消防本部次長（安田光太郎君）

お答え申し上げます。

月のうちに複数回の非常招集に応じた職員の数、平成22年度の資料がございしますが、

1月につきましては8名、2月も8名、3月は10名ほどおります。

そうしまして、1年を通じてということでございますが、1年を通じまして78名参集しております。

これは月平均にいたしますと、6.5人ということでございます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（1番 宮下 寛君）

全職員が、この非常呼び出しを日常的に受けるということ、それだけではなくて、複数回にわたって年間を通して月平均で6.5人です。

こういう、今、消防職員の実態があるわけです。にもかかわらず、消防職員が、いわゆる新規採用3人、退職3人ということで、1名も増えない。これは、改善どころか改悪になってるんじゃないのか。

もちろん、その半年過ぎ、新人の方も学校から帰ってきて勤務につくようになるんですが、これで本当に一人前の職員として、消防職員として勤務ができるのかということになると、なかなかそうではないんだろうと思います。

先ほど職員の研修の問題について伺いました。662名の方々がその研修に行かれてる、いわゆる、その能力アップのためにですね。

これを消防職員に限定をして聞きますと、どうでしょう、一体どのような研修、必要なのか。市民の安全、財産などを守るという責務を持っている職務上、この消防職員の日々の訓練やさまざま技術が必要だというふうに思われます。

最低これだけは習得する必要があるというもののために、どのような研修が必要なのかお伺いします。

○議長（井上 太一君）

安田消防本部次長。

○消防本部次長（安田光太郎君）

福岡県消防学校では、消防職員に特化いたしました専門教育を実施しておりますが、その教育内容と申しますのは、先ほど申しました、新人が基本教育を受けます初任教育、それから警防、火災防御にかかわる教育、それからやはり火災が起こったときの火災原因調査の教育ですとか、救急隊員となるための救急科、あるいは水難救助にかかわる教育、一般救助、陸上における救助技術の教育、それから消防操法等の指導、さらに初級、中級と、幹部となるべき教育等が網羅されております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（1番 宮下 寛君）

新人教育だけではなくて、救急隊員となるべく、または水害、または陸上災害、これに対する救助の研修とか、幹部研修、さまざまな研修が行われてるんですが、今実際に、この中間市消防署でどういったところに力を集中してっていうか、今こう言われたところすべて、研修というのが行われているんですか。

○議長（井上 太一君）

安田消防本部次長。

○消防本部次長（安田光太郎君）

お答えいたします。

平成22年度におきましては、先ほど申しましたさまざまな教育課程がございますが、3種類、3人の職員を消防学校に派遣させて、教育研修を受けさせております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

どういうところに力を入れようかということでしょう。研修の中身はいろいろあるけれど、どういうところに中間市消防署は力を入れているんですか。ち聞かれよるから、どういうところに力を入れるか答えればいいんじゃないですか。

○消防本部次長（安田光太郎君）

承知しました。

この3人は、初任教育と、救急隊員となるべく救急科の教育、さらに消防操法の指導員、この教育課程に入校させております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（1番 宮下 寛君）

3人の方ということですね。恐らくこれ、3人の方それぞれ、恐らく、どうなんでしょう、すべてのところに、そういったところ行ってるわけじゃない、分かれては行っているんだろうというふうに思うんですが、研修の、今、言われたような、かなり必要だと思われるところの研修があるのに、わずか3人しか、研修として1年間、昨年1年間で出されていない、ということについて、これは、本当に消防職員としての能力を向上させていくことになるのかということについて、どのようにお考えなのか、ちょっと消防長、あれば。

○議長（井上 太一君）

一田消防長。

○消防長（一田 健二君）

お答えをいたします。

いろんな課程の研修がございますので、すべての研修に派遣させたいところでございま

すが、どの消防本部もすべてに研修を受けるという状況はございません。

ただ、中間市では、少し人員状況、救急、休暇の状況等で、救急に特化して、あるいは初任教育に特化して、集中的に研修を進めるところでございます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（1番 宮下 寛君）

今、救急隊員、救急に特化しているということですから、かなりそこに重点を置いてやられてるんだらうな、思うんで、この救急隊員のその研修についての期間、それからその規模っていいですか、それについて、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（井上 太一君）

安田消防本部次長。

○消防本部次長（安田光太郎君）

まず、消防職員として救急車に搭乗するための資格を得るための救急課程というのが、約2カ月間の研修でございます。

それから、さらに救急救命士につきましては、半年間の研修がございます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（1番 宮下 寛君）

救急救命士、その前に、救急隊員として救急車に乗るための研修が必要だということで、それがないと救急車に乗れないということなんですね。

で、こういう救急課程に入られて、そういう資格を持つ、こういう職員を養成をしていくために、大体何人ぐらい、毎年何人ぐらい、これ、養成しようとしてるんですか。

○議長（井上 太一君）

安田消防本部次長。

○消防本部次長（安田光太郎君）

基本の方針といたしましては、毎年前期、後期と教育課程が設けられておりますので、1人ずつの派遣をさせていただきたいなという思いでございますが、22年度につきましては1名となっております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（1番 宮下 寛君）

さらに、救急救命士ということになると、さらに高度な内容を持つ単位だと思うんです

が、この救急救命士の半年間の研修期間があるということです。

そうすると、こうした研修を受けるためには、これは何ですか、消防職員として、消防署に勤務をしながらその学校に行くということが出来るのでしょうか。

○議長（井上 太一君）

安田消防本部次長。

○消防本部次長（安田光太郎君）

お答えします。

救急救命士の資格を得るための国家試験の受験資格を得るためには、先ほど申しました、半年間研修所に泊まり込みでの研修となります。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（1番 宮下 寛君）

これ、半年間、そうするとその間1名、またいなくなるわけですね、定員として。で、49名のうち3名が新人研修でいなくなる。

救急救命士、これの研修を受けるための半年間、さらにはもう一段手前の救急車に乗車するための国家試験を受けるための2カ月間、これがもし重複するならば、かなりの消防職の戦力低下っていうか、いうことになりますけれども、これは何ですか、救急救命士、半年間受ける間、ほかの研修ということはされてるんですか。

○議長（井上 太一君）

一田消防長。

○消防長（一田 健二君）

お答えをいたします。

救命士が半年間研修所に入っておる間は、原則的に短期、中期、長期の研修ほかは入校はしておりません。

その時期を外してできるものから研修を派遣をいたしておる、そういう状況でございます。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（1番 宮下 寛君）

もう一つ聞きたいのが、各自治体、消防署というのがあるわけです。

中間は、先ほど22年度3人の研修というふうな形言われてましたけども、近隣のいわゆる類似団体、類似自治体でその研修の比較というのはできますか。

○議長（井上 太一君）

安田消防本部次長。

○消防本部次長（安田光太郎君）

お答えいたします。

類似団体ということで、必ずしも近隣ではございませんが、消防本部の管轄人口が5万人以下の消防本部、他の消防本部、筑後市、みやま市、大川市、それから苅田町の場合を見てみますと、先ほど申しあげました学校教育に関しましては、筑後市が14名、みやま市13名、大川市、苅田町が12名となっております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（1番 宮下 寛君）

ほかの自治体のところで、さまざまな条件があるでしょうけれども、中間市の3人に対して、いわゆるほかの5万人以下の人口を持つ消防署では、14人、13人、12人、こういう実態があるわけです。

今、それだけ中間市の消防というのは弱体化してるんじゃないか、こういうことが言えるんじゃないでしょうか。

先ほども、今日の消防職員の勤務実態が非常に厳しいものだということなんですが、市長、今回は3人、本来ならば3人退職する際に、その退職されても、それがマイナス効果にならないためには、前もって1年早くか2年早くか、そういうところで職員を採用すべきだと、すべきだったと思うんですが、この点について市長のお考えを伺いたい。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

以前はそんなふうでやっと思ったかな。以前な。以前、これは何年ぐらい前になるのかな。
(発言する者あり)

平成15年ぐらいまでは、議員言われますように、前倒して職員採用はいたしておりました。言われるような感覚で、私どももいたわけでございます。

しかしながら、大変厳しい財政状況の中から、それ以降は退職者と同じ職員の採用ということでやっていっております。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（1番 宮下 寛君）

平成15年、いわゆるその条例、定数条例、これが一番新しい、その当時のその時点ではやっておったと、それまでは。しかし、それ以降は退職者の数も採用してこなかったと、こういうことなんです。

これは結局、いわゆる国挙げての公務員削減、これに関連して、市のほうも地方自治体

も職員の削減というところに持って行った、そういうことじゃないのかなと。

しかし、それが本当に市民の財産、安全を守るというところに、そういう経済効果って
いうか、財政上の問題ということで、ここを怠ってきたということについては、私は、市
が住民に対して、その安全を守るという責任をおろそかにしてきたんじゃないのかという
ふうには言わざるを得ないと思うんですよ。

ですから、先の6月議会で、市長は、これは大変だと、そんな勤務実態があるのかとい
うことで、適正な勤務ができるようにやっていきたいと、こう答弁されたと思うんです。
これは正直な気持ちだったろうと思うんです。

しかし、実際にはそれがやっぱり何ら改善されていかない。

研修によって職員の能力を、どんどん、こう、アップをしていかないと。

救急救命士については、ただ、救急救命士の半年間の研修だけじゃなくて、さらに厳し
い研修が待ってるというふうにも聞いています。

この辺、実態について、次長のほうから、どのような、その後の救急救命士の方々の研
修があってるのか伺いたいです。

○議長（井上 太一君）

安田消防本部次長。

○消防本部次長（安田光太郎君）

お答えいたします。

救急救命士になってからの研修ということで、お答えいたします。

まず、国家試験を受けまして、救急救命士として救急車に搭乗する前には、北九州メデ
ィカルコントロール協議会の認定を受けますために、病院、医療機関で1カ月間の救急救
命士就業前研修というものを受けて、救命士として救急車に搭乗いたします。

以後も、救急救命士としての資格を維持する上で、2年間に128時間の再研修という
ものを求められておりますし、実際活動し始めましても、四半期に一度、そのメディカル
コントロール協議会、ドクターさんですが、医療機関のドクターさんから、救急救命士が
実際に行いました救急活動、救急処置について、それが好ましかったのか、そうではなか
ったのか、こうすべきであったとかいう事後検証の研修が四半期に一度ございますし、や
はり、四半期に一度、遠賀中間地区での医療機関によりまして、症例検討会、患者さんを
搬送したときの処置のぐあいなどの勉強会等がございます。

そのほかにも、各種、脳卒中のセミナーでありますとか、心肺停止時の研修会でござい
ますとか、これらの、救急隊員も含めますが、年間に18案件、それから33の機会にわ
たって、そういった研修の機会が設定されております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（1番 宮下 寛君）

中間市の消防職員で、救急救命士、なっている職員は何名おられるんですか。

○議長（井上 太一君）

安田消防本部次長。

○消防本部次長（安田光太郎君）

お答えします。

現在、救急救命士の資格を有している職員は13名でございます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（1番 宮下 寛君）

そうすると、13名の救急救命士は、絶えずこうした研修に行かなくてはならないと、いわゆる救急救命士としての技術を低下させないために、常にこうした技術向上のための研修を行わなくてはならない。これは、やっぱり、人命を預かる職員としては当然なことだろうと思うんです。

こうした厳しい研修が、一方では待ってる。しかし一方では、2日から3日、その非常呼び出しという状態も起きてる、こういう劣悪な勤務実態というのは、一日も早く改善をしなくちゃならんのではないのか、と思うんですが、私がなぜこの消防職員に、こういうふうにこだわっているかという、やはり、防災のときの要であるということ、それから市民、先ほども言いましたけども、市民の安全を守る、財産を守る、こういうところでは一番の働き手になるわけです。

だから、この消防職員がぎりぎりのところ、いわゆる、こういう非常識とも言われるような勤務状態でするようなどこではなくて、いわゆる待機をするという、そういう事態も、これはある意味では、市民の安全、財産を守る担保として、補充しておかなくてはならんのではないのかというふうに思うのですが、市長はどのようにお考えですか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

おっしゃることは、もう、まさにそのとおりでございます。

市民の安心、安全、また、生命、財産を守る上につきましては、やはり、消防力の強化というのは、もう、当然考えていかなければいけない、そのような問題だと認識はいたしております。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（1番 宮下 寛君）

そこで、いわゆる、非常に中間市の財政が厳しいというところで、この人数が抑えられているわけです。

だけでも、そのことは結局、何度も強調しますけれども、市民の安全、財産、こうしたことを守っていく上で、市の責任を果たしてないということが言えるんじゃないかと思うんです。

こうしたことがわかった以上は、そしてそこは、市の財政が厳しいということでこの問題が片づけられるのではなくて、やっぱり先ほども言いました市民の安全を守る担保だと。そして日々訓練をし、研さんを積んで、何か事あるときには、この職員たちが中心となって全力を挙げて、守るために頑張っていく。これは、やっぱり市の行政としての役割やないのかなと思うんです。

その点についても、先ほど、市長は全くそのとおりの考えをもう示されたんです。

そこで、私が今、ちょっと改めて思うのが、この議会で、中間市安全・安心のまちづくり条例というのが提案されています。私はこれを読むと、全く、本当に時期にかなった条例の提案だと。特に、東日本の大震災が起こって、何か災害が起きたときに、直ちに市民のための、守るための活動が展開できる、そのための条例づくりだろうというふうに思うんです。

まさにその中で、市はこんなふうに言ってるんです。今、第4条でいろんな施策、1から7まで、各項目に当たって上げてます。そして、その2項でこういうふうに言ってるんです。「市は前項の施策を推進するために必要な体制の整備を行うものとする」と。整備を行わなくちゃならないんです。

もし、これがこのまま、消防職の実態がこのまま放置されるということになると、まさにこの安全・安心のまちづくり条例というのが架空のものと、内容のないものだというふうに言わざるを得ないと思うんです。

市民の、この、安全、そして安心を勝ち取るためにも、この条例は、私は必要だと思いますし、だからこそ、この条例の中身をしっかりとつくっていく、これは中間市としての責任ではないのか。この点について、市長、いかがお考えですか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

言われることは、まさに、もうそのとおりなんです。

実際言って、そんなことはせんでいいということでは絶対ないわけでございまして、言われることは本当に正しいし、私自身もそのような状況をつくり上げたいなという思いはあるわけでございますけれども、今、消防署だけに質問を集中されておられますけども、市全体にいたしましても、本当に、職員には大変厳しい状況、私どもは、我慢してもらったるなという認識はいたしております。

そういう中で、市の職員、消防署の職員につきましても、100%、もうそれ以上の120%の力を何とか発揮していただいて、頑張っていたきたいというのが、今の、現状の私の気持ちでございます。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（1番 宮下 寛君）

人間は機械ではありませんから、長続きはしないんです。言い方は悪いけども、やっぱり限界があるんです。

日ごろ疲労こんぱいをしとって、何かあったときに、それは力を発揮できるかといったら、やっぱり、できないだろうと思うんです。

ですから、市の財政は非常に厳しいと、恐らく豊かだと私は思いません。しかし、少ない予算の中でも何が必要なのか、どこにお金、その予算を使う必要があるのか、これは市政を預かる者として、市長の責任として、その予算の配分をやっぱり見直していく、このことが必要ではないのかと。

来年度の予算に向けて、こういうところをしっかり見直して、いわゆる不要不急、まあ、不要とは言いませんけども、不急の施策はやっぱり延ばしてでも、今やっておかなくてはならない。この市民の安全、守るために何が必要かというところをしっかりと見ていく必要があるんじゃないのかということをお願いして、一般質問を終わります。

.....

○議長（井上 太一君）

この際、午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時11分休憩

.....

午後1時15分再開

○議長（井上 太一君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。まず、掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

公明党の掛田るみ子です。

通告に従いまして質問いたします。

初めに、女性の視点からの防災行政について伺います。

東日本大震災から8カ月が経過しました。今回の震災の教訓を踏まえ、既存の防災計画を見直す動きが始まっています。

そうした中、我が党は女性の視点で既存の防災対策を見直すとともに、新たな対策を検討するため女性防災会議を立ち上げ、全国の女性議員が連携して女性の視点からの防災行

政総点検を実施いたしました。

被災した岩手、宮城、福島を除いた都道府県、政令市、中核市、東京の特別区など658の自治体のデータをまとめた結果、防災会議に女性がいないところが44%、防災部局に女性がいないところが52%、防災部局と男女共同参画部局の連携がないところが53%、避難所の整備運営に女性の視点や子育てニーズを反映していないところが47%と、防災行政の現場で女性の意見が反映されてない実態が浮き彫りになりました。

そこで、本市の地域防災会議のメンバーの構成と、女性の委員の比率についてお伺いします。

○議長（井上 太一君）

指名をしてください。

○議員（9番 掛田るみ子君）

すいません、総務部長お願いします。

○議長（井上 太一君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

お答えいたします。

本市の地域防災会議の委員につきましては、中間市防災会議条例第3条第5項の規定により、指定地方行政機関の職員、福岡県の知事部局の職員、福岡県警察の警察官、知事部局の職員等、すべて公職の充て職になってございますので、現在その充て職に女性の方がいらっしゃいませんので、現在の女性委員は一人もいらっしゃいません。

以上です。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

中間市防災会議条例にのっとり選ばれた委員がすべて男性であったということで、女性の委員がいないのは意図的でないことは十分に承知しております。

しかしながら、市民の生命と財産を守る重要な計画の決定の場に、女性が一人もいないというのは、男女共同参画の観点から見ましても、大変残念なことと思います。

先日、福岡県の公明党の女性議員の防災会議がありまして、県の消防防災課の職員の方から、福岡県地域防災計画の見直しについて伺いました。

県の防災計画の見直しに伴い、中間市の地域防災計画の見直しも行われることになると思います。見直しのための防災会議には、女性の委員の方も参加していただき中間市の防災計画に女性の視点がいかされることを切望いたします。

そこで、中間市男女共同参画推進委員会の会長であります、総務部長に伺います。昨年、閣議決定された第3次男女共同参画基本計画の中で、国は防災についてどの様に述べられ

ておりますか。

また、防災会議に女性の委員は必要と考えますか。

女性委員の割合は何%ぐらいが適当と思いますか。

また、新たに女性の委員を登用することは、現在の条例のままでも可能でしょうか。

まとめてお願いいたします。

○議長（井上 太一君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

お答えいたします。

国におきましては、第3次男女共同参画基本計画が、昨年12月に、閣議決定されて、女性の政策、方針決定過程への参画拡大が基本方針とされています。

その計画の中で、防災分野における男女共同参画の推進が明記されているところでございます。

それから、防災会議への女性委員の登用でございますけれども、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立については、平成20年2月に国の防災基本計画にも明記されておりまして、男女ニーズの違い等、男女双方の視点に配慮すべき事項について地域防災計画に規定するよう地方公共団体に要請がなされております。

女性の視点からの意見や提言を地域防災計画に取り入れることが、今後の本市の防災対策には欠かせないものでありますので、女性委員の登用は必要であると考えています。

女性委員の%ですけれども、現在市の附属機関における女性委員は25%ということでございます。

まあ、女性委員の意見をこの防災計画の中に反映させるには、少なくとも25%ぐらいは必要ではないかと考えております。

以上です。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

もう一つ最後に、あの、女性の委員を登用するにあたって、条例改正が必要かどうかということをごすね。

○議長（井上 太一君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

防災会議の委員はそのほとんどが公職の充て職ということでありまして。

現在全員が男性でございますけれども、この条例の第3条にその他市長が必要と認める者、また、あの市長がその部内の内から指名する者という規定がございますので、この規定に

よりまして、現行条例においても女性委員の登用は可能であると考えます。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

わかりました。

中間市防災会議条例には市長裁量が認められているというふうに取り扱いました。

市長、防災会議に新たに女性の委員を選定していただけますでしょうか。

女性の委員の登用についての市長の見解を求めます。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

お答えを申し上げます。防災といえばですね、ハード面ばかりということですね、男性の登用が多ございました。

また、今回の東日本大震災におきましてですね、避難所等々でこの女性の問題がですね、大変大きな問題となっております。

3条におきましてですね、市長の必要と認める場合ということもございますんでね、それぞれの階層のですね、女性を、登用していきたいな、とそんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

前向きなご答弁をありがとうございました。

男女共同参画の視点を踏まえた防災体制を確立することについての必要性は、国の防災計画に取り上げられまして3年になります。

特に、市長もおっしゃっていましたが、避難所の整備や運営には女性の視点が必要不可欠であります。

例えば、仮設トイレの設置場所、トイレが男女で別れているか、着がえや授乳の場所、女性の下着を干す場所など、さまざまな細かい課題があることが、明らかになってきております。

本市の防災計画に男女共同参画の視点を取り入れるべきではないでしょうか。

市長の所見をお伺いします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

言われるとおりでございますし、防災の中でですね、炊き出し部隊に婦人会の方ですね、お願いをしているところでございますが、そういうふうな計画段階、また運営の中です

ね、ぜひとも女性の視点を取り入れていきたいなど、そのように思っております。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

地域防災計画に男女共同参画の視点を取り入れるためには、現在の男女共同参画後期行動計画の施策目標に、防災についての項目を掲げ、整合性を図るべきかと思いますが、白尾部長いかがでしょうか。

○議長（井上 太一君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

ご指摘のとおりでございます、中間市の男女共同参画の基本計画と行動計画の中に、この防災の項目を追加して修正する必要があると考えております。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

修正の方よろしく願います。

ご存じかと思いますが、北九州市の防災会議の委員は67名で、女性は8名だそうです。

今回防災計画の見直しに先立ち、地域防災計画検討会が設置され、検討会の委員は11名、そのうち5名が女性であります。

女性委員の参加促進を図り人に優しい防災対策の充実を目指しているそうです。

また、想定外でも命を守れる防災体制の充実のため、防災教育によって多くの子どもたちの命を津波から救った釜石の奇跡で知られる、群馬大学の片田教授が座長に就任しています。

まあ、行政規模が違うので比較にならないかも知れませんが、検討の主眼が明確に定められている点では、防災計画の見直しにあたって参考になるのではないかと思い紹介させていただきました。

市長が女性委員の登用を公言してくださったことは大変評価いたします。

中間市の地域防災計画にふさわしい女性委員を選定していただき、男女共同参画の考えに沿った地域防災計画の見直しがなされることを期待いたしまして、女性の視点からの防災行政についての質問は終わります。

次に子育て支援事業についてお伺いします。

地域の和による子育て・子育てを支えるまちなかまを基本理念のもと本年3月に策定されました、中間市次世代育成支援後期行動計画は本市の子育て環境を整えるための大変重要な計画であります。基本理念にあります子育て、子育てを支えるための仕組みををどの

ように展開しようとしておられるのか伺いたく取り上げさせてもらいましたので、よろしくお願いいたします。

中間市子育て支援センターくるりは次世代育成支援の前期行動計画の取り組みの一つとして創設されました。

就学前のお子さんと保護者が雨天でも遊ぶことができる室内型広場が提供されており、子育て中のお母さんから大変喜ばれております。

後期行動計画にはこの子育て支援センターをひろば型からセンター型へと移行することによって、子育て支援ネットワークの構築を図るとの目標が掲げられております。

子育て支援ネットワークのイメージ図も示されておりますが、子育て支援センターはどのような位置づけになるのでしょうか。

所管部長か課長、お願いいたします。

○議長（井上 太一君）

白橋子どもと福祉の課長。

○子どもと福祉の課長（白橋 宏君）

お答えいたします。

平成17年3月に中間市次世代育成支援行動計画を策定いたしまして、その前期行動計画の中で、地域全体で子どもを支援する体制の整備をするとともに、本市で安心して、子どもを産み、育てる事ができる環境づくり、次世代を担う子どもたちの健やかに育つ環境づくりを取り組むこととして、子育てに不安を抱える保護者に対する支援といたしまして、子育て支援センターの創設を行っております。

後期行動計画では子どもの悩み、相談、親子の交流、その提供はもちろんのこと、乳幼児の生活リズムを左右する親自身のですね、生活習慣の乱れに生じる子どもへの悪影響、生活習慣病などの予防のために、同センターと保健センターとの連携を図りながら、子育て講座等も行いながら学習機会の充実に努めているものでございます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

ありがとうございました。現在子育て支援センターの2階は図書館が使用しておりますが、図書館の改装後は全館すべて子育て支援センターとして、機能の充実が図られることになるのでしょうか。

本市の子育て支援ネットワーク構築のための子育て支援センターにはどのようなものを想定しているのか、また、子育て支援センターのセンター型への移行はどのように進めていくおつもりか、市長の展望と担当課長もお願いいたします。

○議長（井上 太一君）

白橋こどもと福祉の課長。

○こどもと福祉の課長（白橋 宏君）

現在の子育て支援センターは地域子育て支援拠点事業のひろば型でございます。

その機能は常設の集いの広場を設けて、地域の子育て支援の充実を図るという取り組みを行うことがひろば型でございます。

支援型については、地域の子育て支援情報の収集、提供に努めていきながら、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点としての機能を持たせるものでございます。

それに加えて、地域支援活動を実施する施設となります。

まあ、具体的には、今、行っているひろば型の施設に、子育ての活動を支援する地域支援活動を加えた事業がセンター型ということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

市長は、2階部分の活用についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

今図書館の改装のために図書を入れておりまして、これが来年の6月あたりまでですね、使えません。

それ以降のですね、利用につまましてですね、議員おっしゃったように、まあ子育て支援で使うのか、まだはっきりと決めておりませんのでですね、これまた皆さんと協議しながらですね、やって参りたいと思っております。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

まだ検討中だということで、わかりました。まあ、今回の質問にあたって岡垣町のこども未来館に行ってきましたので、参考までに紹介させていただきます。

木造2階建てで1階は子育て支援センター事業として就学前の保護者とお子さんが、2階は児童センター事業として小学生以上の子どもたちの遊び場スペースが提供されております。

ゼロ歳から18歳までの児童と同伴者が無料で利用できます。

子育てサークルの育成や活動の支援、子ども会の活動支援として、出張児童館事業も手掛けておりました。

オープン当時の中学生が大学生に成長し、ボランティアとしてイベントを支えるなどさ

まざまな事業を通し、保護者や子どもたちが地域ボランティアとして育っているところが素晴らしいというふうに感じて帰ってまいりました。

開館時間は9時から午後7時半で、休館日は月曜、第一日曜日で、日曜日、祭日も利用できるようになっておりました。

本市は児童館がなく学童保育の対象にならないような子どもや、中学生の居場所がありません。

図書館の改装工事終了後は、子育て支援センターに児童館機能も持たせ、働いている保護者も利用できるよう、開館日や開館時間の見直しも視野に入れ、名実ともに子育て支援の中心拠点とするべきと思いますが、いま一度市長の所見をお伺いします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

言われますように、うちは、あの、学童保育所、おかげですね、全校区に造ったわけでございますどもが、言われますように、あの、小学校を卒業したりですね、小学校の高学年の方のですね居場所の問題等々私ども考えている最中でございますね、今児童館のお話もあったわけでございますが、そういうことも含めましてですね、子どものために頑張っていきたいなと思っております。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

今後協議してくださるということでございますね。はい。

地域子育て支援センターを子育てに関わる情報拠点として、支援や相談に関し、ホームページに掲載し、情報提供の体制整備充実を図ることが後期行動計画の取り組み内容に掲げられております。

子育てのことが何でも教えてもらえると、子育て中の保護者のよりどころになるためにより一層の子育て情報の集約と、子育て相談窓口のワンストップ化が求められますが、子育て支援センターの体制整備について、いま一度課長のほうお願いいたします。

○議長（井上 太一君）

白橋こどもと福祉の課長。

○こどもと福祉の課長（白橋 宏君）

先ほどからお答えしていますように、センター型への移行は、行動計画の中で盛り込まれております。

私どもといたしましても相談窓口のワンストップ化、センター型への移行に向けてですね、その中で並行して協議、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

地域全体で子育てを支えることができるまちづくりの要が、子育て支援ネットワークの構築であり、その中心となる子育て支援センターを、どこに置き、どのような体制整備をするのかは大変重要な課題であります。

そこで、こどもと福祉の担当課長に要望があります。

子育て支援センターのセンター化にあたり、中間の子どもたちがどのように行政サービスを受けながら成長しているのか、母子手帳交付の段階から現場に出向いてご自分の目で見ていただきたいと思います。

また、先ほど課長もお話しされていましたが、保健センター、子育て支援センター、家庭児童相談療育センターで行っているすくすく会議にも参加し、女性職員がどのように連携して、子どもの成長を支えているかなどの現場をご自分の目で見ていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（井上 太一君）

白橋こどもと福祉の課長。

○こどもと福祉の課長（白橋 宏君）

お答えします。

できる限り、そういう現場に出向いて、自分の目で見て確かめていきたいと思います。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

よろしく願いいたします。

子育て支援に力を入れておられる市長のことですから、担当課と十分な協議を重ねしっかりとしたお考えのもとに進めていただけることと確信しております。

松下市政のもと、中間市の子育て支援のシンボルにふさわしい子育て支援センターのセンター化が図られるよう要望いたしまして、子育て支援事業についての質問を終わります。

次に、空き家再生推進事業の活用と条例制定について質問いたします。

全国的に空き家が増加しており、防災防犯上の観点から問題になっております。

総務省の住宅土地統計調査によれば空き家の数は2008年に全国で757万戸となり、この20年で約2倍に増え、空き家率で見れば、住宅全体の13%にもなっているそうです。

本市の空き家は何軒ぐらいありますか。

空き家の実態調査は行われていますか。

担当部長お願いいたします。

○議長（井上 太一君）

三島建設産業部長。

○建設産業部長（三島 秀信君）

お答えいたします。

本市における空き家の実態調査は残念ながら行っておりません。

この空き家という概念が非常にあいまいな部分もございまして、先ほどご紹介いただきました総務省の統計におきましても、空き家の757万戸に対しまして賃貸用、売却用、二次的住宅、いわゆる別荘ですね。

その他、長期不在、取り壊し予定の空き家、一時的に使用している空き家、現在建築中の空き家、総称をもって757万戸というようなことになっておりまして、中間市として仮に調査するといったしましても、長期不在、取り壊し予定の、いわゆる、住宅としての機能していない空き家、この辺の所が調査対象になるのかなと考えております。以上です。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

今のところ調査は行っておらず、まあ、中間市の空き家の実態は把握はされていないというふうに、受け取ってよろしいでしょうか。

今後、本格的な少子高齢人口減少社会に入る我が国においては、空き家率が高くなることが予想され、空き家対策を実施する自治体も増えているようです。

本市も人口減少が続いております。

今後、増加が見込まれる空き家についてどのような対策をお考えですか。

担当部長の見解をお伺いします。

○議長（井上 太一君）

三島建設産業部長。

○建設産業部長（三島 秀信君）

お答えいたします。

先ほど申しましたように、空き家のいわゆる概念ですね、これにつきましては取り壊し、もしくは再生利用、活用できるものという概念があるかと思えます。

そこで、将来的に増えていく空き家対策でございますが、議員もご承知のとおり中間市におきましては、2015年の人口が4万2,000人と減少傾向にある、さらに4万人をすれすれのところまでいってしまう可能性があるということで、人口増加策の対策をうたないといけない、そのように考えております。

その中で、先月市長の方からご指示いただきまして、中間市の人口増加策についてみなさんで考えてくださいというご提案をいただきました。

その中で、福岡県が現在取り組んでおります、福岡県あんしん住替え情報バンク、いわ

ゆる空き家に対して高齢者の方が非常に住みにくい場所に住んである。

便利のいい所においていきたいな、高所ですね、それから若い方は広い住宅に住みたいな、このミスマッチが現在起こっておりますので、福岡県におきましてもこの双方のニーズを合体して、そして空き家に対して住みたい人、貸したい人の情報交換をしましょう、というような制度がございます。

それを受けまして中間市でも、これは現在提案しておりますが、名称、仮称でございますが一緒に暮らそう中間、住む仲間事業紹介、いわゆる中間市に空き家が生じました。

中間市に住みたい方、これをホームページ上に掲載いたしまして、交渉ごとはお互いに行っていただきますが、民業圧迫にならない程度のご紹介事業をさせていただきながら、空き家に対するケアと人口増加策これを両方合わせもって事業化していきたいなという考えがあります。

以上です。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

ありがとうございます。市長からのご指示があつて進められているということですので、しっかり進めていってくださると思いますけども、人口増対策にもなりますし、ほんとにいい対策だということで評価したいなと思います。

先進地の情報を研究し、是非とも形にさせていただきたいと思います。

事業を立ち上げるにあたり、まあ、先ほど実態調査はしていないということでありましたけど、現状把握するために一たんは空き家の実態調査をするべきではないかと思いますが、見解をお願いします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

私ども市の職員がですね、全市的に動くというのは大変人的の問題がございますのでですね、その件につきまして各自治会長様にですね、それぞれの自治会ごとにですね、また、自治会ではそれぞれの組長さんおられますんでですね、その組単位で調査をしていただこうかなと、今、ご質問の中でですね、思ったところでございます。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

ありがとうございました。これまで放置されてきた危険な空き家は、行政代執行で税金を使い対応してきたようですが、地方公共団体や民間事業者などが空き家を宿泊施設や地域のコミュニティスペースにつくりかえて再利用する場合や、防犯上危険な廃屋を撤去す

る場合など国や地方公共団体が費用を補助する、空き家再生等推進事業が創設されております。本市はこの空き家再生等推進事業の補助金を活用しておりますでしょうか。

担当部長にお伺いします。

○議長（井上 太一君）

三島建設産業部長。

○建設産業部長（三島 秀信君）

お答えいたします。

先ほど、議員ご紹介いただきました、空き家再生等推進事業これは国土交通省住宅局が所管しております社会資本整備総合交付金の中で新たに設置されました、平成21年5月29日付で設置されました新しいメニューでございます。

この関係、福岡県の方から本年6月に、こういう事業がございますということで紹介を受けまして、早速、担当職員を県に行かせまして、当市で利活用できないかというところで、現在、県と協議しながら、有効な活用を模索しているところです。

以上です。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

この事業は、先ほど、部長がおっしゃいましたように、平成20年にできた補助金で平成25年までの措置というふうになっております。

活用事業タイプと除去事業タイプに分かれており、除去事業タイプの場合、人口減少が見られる旧産炭地域が対象に上げられていることから、中間市に最適な事業と思われれます。

先ほどの答弁では県と協議中ということですが、是非ともこのチャンスに効果的な活用をお願いしたいと思います。

次に移ります。

埼玉県所沢市では、空き家などが管理不全な状態に陥ることを未然に防ぎ、市民生活の環境保全と防犯のまちづくりに寄与することを目的とした、空き家の適正管理に関する条例を制定しております。

今、議会に上程された、中間市安心・安全まちづくり条例につながるものと思いますが、空き家の放置を未然に防ぐために本市でも条例を制定するお考えはありますか。

○議長（井上 太一君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

お答えいたします。

今、ご指摘の空き家条例につきましては、全国で今9の自治体が制定しているという報道がなされておりました。

さらに、九つの自治体が検討中であるということで、県内においても宗像市が、今、策定いたしました来年の4月1日施行ということをお聞きしています。

それで、今、条例の中を見てみますと、いろいろ例えば、空き家情報の提供を市民に求めるというような条項もありまして、そういう意味では情報提供に有効なものであるかなと思っております。

そして、まあ、条例自体強制力はありませんけれども、助言とか命令に従わない人につきましては、公表を行うということで、空き家の除却適正管理に、まあ、有効なものであるというふうに、考えておりますけれども、直ちに制定ということではなくて、国の法の整備の動向とか、条例制定自治体の実効性等を検証させていただいてですね、今後の検証課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

私が空き家に関する質問をするのは今回で2回目ですが、前は総合まちづくり課で、今回は建設産業部の部長の方から答弁をいただいたということで、空き家に関しての中間市の所管はどのようになっているのでしょうか。

担当部長ですかね、総務部長お願いします。

○議長（井上 太一君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

お答えいたします。

現在本市の空き家に対する対応につきましては、まず環境保全課が窓口になりまして、そこで、いろんな状況を判断して、関係課と協議を行うことにいたしております。

具体的には、保安上危険な建築物、例えば、これでありまして、建築基準法の問題でありますので都市整備課が所管になりますし、道路通行上の危険な建築物になりますと道路法上の問題になりますことから、土木管理課が所管になると、そういったことでそれぞれ危険な廃屋の状況に応じて、担当所管が対応しているという状況であります。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

わかりました。今回議会には中間市安全・安心まちづくり条例が提案されておりますが、空き家の放置は防犯上も防災上も市民の安心、安全を脅かすものです。

中間市におかれましては、早急に空き家の実態調査を行い、補助金の有効活用、空き家の放置を未然に防ぐための条例の整備等関係部署の連携のもとに空き家の適正管理の強化を要望いたしまして、質問を終了いたします。

以上で私の一般質問を終わります。

ご答弁ありがとうございました。

○議長（井上 太一君）

次に、片岡誠二君。

○議員（17番 片岡 誠二君）

自民クラブの片岡でございます。

通告に従いまして、これより一般質問を行います。

今回の質問内容は、中間市立病院の移転についてでございますけれども、この件につきましては、昨日、植本議員、そして、本日、午前中には中野議員がされておりますことから、私の質問内容につきましては、既に承知した上でお尋ねすることや、市長には繰り返しお答え願うことになるかもわかりませんですけど、その点はお許しをいただきまして、市長の明確なご答弁をお願いいたします。

そして合わせて、これも市長にお願いなんですけれども昨日と今日、事、市立病院の質問に関しましては、何かその、まあ、過剰な反応をされているように見受けられました。

ですから、お願いですけども申しわけないんですけども、私の質問に対しましては一つ一つ質問に対してお答えいただいたうえで、もし反論や反問権を行使するというのであれば、最後に一括してお願いをできればなど、よろしいですかね。はい、ありがとうございます。

それでは質問を進めて参りたいと思います。

まず始めに、10月25日付の朝日新聞の朝刊にて、中間市立病院の移転へという記事が掲載されておりました。

突然の新聞報道に、市民の間でも大きな話題となり関心を呼んでおります。

この市立病院の移転は、一体いつ、どこで、だれが、どのような経緯で決定をされたのか、また検討されておられるのか、市長にお尋ねをいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

移転について、いつ、どこで、だれが、どのような経緯でという質問でございますが、いつ、いつといえばですね、これはまた具体的な話をしているかわかりませんが、私が予定している所に建物が建っておりました。

その建物が鉾害復旧で移転を決定した時点で、その土地がいいなということで、これ2年ぐらい前に決めております。

私がですよ。

だれがというのが、まさに私がでございます。

どのような経緯で決まったことか、これは私自身が考えて決めたこととございます。
要するに私が決めたということとございます。

○議長（井上 太一君）

片岡誠二君。

○議員（17番 片岡 誠二君）

わかりました。では次に質問します。

今年の1月14日、第10回目の中間市立病院を考える特別委員会で、まあ、市長も出席され、その席で市立病院を建て替える、ということをお初めに明言されました。

その時の議事録がこちらにございます。

この議事録の中にですね、委員の方から市立病院移転についての質問に対して市長が答弁されておりますけど、市長、何と答弁されておるかご記憶にありますでしょうか。

いやなければ……。ですね。

それでは議事録読まさせていただきますと、委員の方が「移転について大体めどははついているんですか」との問いに対して市長は、「いや白紙でございます。」と述べられ、「今後は委員の皆様方と十分相談しながら、あまり拙速にならないように慎重な対応をとらせていただきたい。」とまあ、このように書かれております。

このように、市立病院移転についてはこの時点では白紙であったわけですし、3月議会の本会議でも同様の答弁をされております。

次に9月議会の一般質問における、市長と事務長の答弁を踏まえまして質問をして参りたいと思います。

9月議会市長は今後の進め方については専門的な判断を仰ぐ。そしてこれは、9月に業務契約を正式に行った株式会社麻生病院コンサルティング事業部に任せ、契約期間を6カ月間と定めております。

ですから、契約上の報告結果は来年の2月末か3月ごろ、ということになります。

そこで、市長にお尋ねいたしますけれども、市長はその期間を待たずして、市長自らがコンサルティング会社との間で、病院移転先も含めた業務内容について、既に水面下で話を進めているのかどうなのか、お尋ねいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

そういうことは全くございません。

○議長（井上 太一君）

片岡誠二君。

○議員（17番 片岡 誠二君）

では、再度お尋ねいたしますけれども、では、いつの時点で業務委託内容の報告結果を受

けるのかを、お尋ねいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これは、来年の2月ぐらいやな。来年の2月をめどに受けるようにいたしております。

○議長（井上 太一君）

片岡誠二君。

○議員（17番 片岡 誠二君）

てことは、契約上ということによろしいんですね。

次に、行徳事務長にお尋ねをいたします。

現在、コンサルティング会社に委託している業務内容は、9月議会の答弁では、主要8項目について検討してもらおうとのことでしたが、その内容に変更はありませんか。

○議長（井上 太一君）

行徳市立病院事務長。

○市立病院事務長（行徳 幸弘君）

変更はございません。

○議長（井上 太一君）

片岡誠二君。

○議員（17番 片岡 誠二君）

では、再度その8項目の委託内容すべてをお聞かせください。

○議長（井上 太一君）

行徳市立病院事務長。

○市立病院事務長（行徳 幸弘君）

お答え申し上げます。

まず一つにつきましては、医療動向の分析、二つ目といたしまして、病院内の現状把握と問題点や課題の整理、三つ目、整備方針の検討、四つ目、建設面積及び構造の検討、五つ目といたしまして、建設事業費の概算積算、これは解体工事費も含みます。

六つ目といたしまして、財源の確保について、七つ、防災対策についての考え方、最後八番目に、建設後の収支計画の検討でございます。

以上です。

○議長（井上 太一君）

片岡誠二君。

○議員（17番 片岡 誠二君）

では、再度お尋ねしますけども、三番目には整備方針の検討、四番目は建物規模や構造の検討、五つ目に建設事業費の概算積算とありましたけども、市立病院の移転につきまし

てはこの3項目の検討内容に該当してくるのではないかと、私自身考えておりますけども、その点いかがでしょうか。

事務長お願いします。

○議長（井上 太一君）

行徳市立病院事務長。

○市立病院事務長（行徳 幸弘君）

お答え申し上げます。

建て替えも視野に入れた中での検討材料でございます。

○議長（井上 太一君）

片岡誠二君。

○議員（17番 片岡 誠二君）

ということは、その3項目、3項目じゃなくてもいいんですけども、この病院の移転先については検討内容に含まれるということによろしいんですね。

○議長（井上 太一君）

行徳市立病院事務長。

○市立病院事務長（行徳 幸弘君）

はい、そのようで結構でございます。

○議長（井上 太一君）

片岡誠二君。

○議員（17番 片岡 誠二君）

ところで、委託会社に支払う委託料は1,312万5,000円によろしいでしょうか。行徳事務長にお尋ねします。

○議長（井上 太一君）

行徳市立病院事務長。

○市立病院事務長（行徳 幸弘君）

間違いございません。

○議長（井上 太一君）

片岡誠二君。

○議員（17番 片岡 誠二君）

1,312万5,000円、この多額の委託料は市民の税金から投入されるんですね。市長にお尋ねいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

税金といいますか、市の予算、市の予算イコール税金を頂いた中で編成しておりますの

で、そういうことになります。

○議長（井上 太一君）

片岡誠二君。

○議員（17番 片岡 誠二君）

以上、今までの経緯や内容を事細かく確認してまいりましたが、結局、市長、聞いてください。

○市長（松下 俊男君）

いいですか。

○議長（井上 太一君）

どうぞ。

○市長（松下 俊男君）

税金と私今言いましたでございますけど、病院は企業経営でございますして病院の診療収益等々の中で、運営をいたしているところでございます。

○議長（井上 太一君）

片岡誠二君。

○議員（17番 片岡 誠二君）

別の言い方で、税金も投入されていますから税金も含まれるということによろしいんですよね。

ですね市長。ですね。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

一部は、投入は、いたしております。

○議長（井上 太一君）

片岡誠二君。

○議員（17番 片岡 誠二君）

市長のポケットマネーじゃないんでしょうね。

それが言いたいんです。

以上ですね、またちょっと戻りますけどけども、今までの経緯や内容を事細かく確認してまいりましたが、結局私は何を言わんとしているのかと、市長わかりますか。

市長ですね、私は思いますに、今回の市立病院移転については、市長の腹案だったと考えます。

しかしそれは、あくまでも腹案であって、今この時期にこのタイミングで大手新聞社に、発表し、移転についてまで言及することは、いかななものかな、という思いが強くなります。

特に、今おっしゃった1,312万5,000円という業務委託料を支払うにもかかわらず、その答申を待たずして、市民の多額の税金をむだにするような進め方は私には到底理解できない。

その点どうお考えでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

今ですね、議員は、中間市立病院を考える特別委員会の話を出されたわけですが、私はここにその議事録を持っております。

その中でですね、私は、これは、市立病院をですね建て替えることを前提にコンサルタントを入れさせていただきたいと、そのようにですね、はっきり申し上げているわけですが。

「建て替えを前提としたコンサルタントを入れさせていただきたいと思っております。」それに対しましてですね、その時にはですね、これも議事録なんですが、片岡議員がそのときにですね、「今回市長が本当に思い切ったですね大きく踏み込んだ建設的な発言なんで、是非進めていただきたい。そしてこれは、全市を挙げてしていくことがいいかなと、そのように思っております。そういうところも含めて進めていただきたいと思えます」これが特別委員会での議員さんのご意見でございまして、だから私は建て替えを前提としたコンサルタントを入れたいと、そう申し上げまして、そして、議員もこれにこのように大変大きな賛同をいただいたと、そのように思ったところでございます。

○議長（井上 太一君）

片岡誠二君。

○議員（17番 片岡 誠二君）

まあ、次にいきましょう。

後ほどわかると思いますので。

まあ、次にですね、今回の突然の新聞報道だけではなく、9月議会の私の一般質問の市長答弁と実際の市長の言動や進め方にはかなり乖離した点があるように感じております。

9月21日13時30分、まさしく9月議会の開会中ですね、中央公民館にて中間市自治会連合会の役員会の会合に市長は出席されております。

自治会連合会といえば、市内各地区の住民を代表する方々の集まりです。その席で市長は、市立病院について触れており、市立病院の耐震化と建て替えという話にとどまらず、旧隣保館跡地に病院を移転する、という、かなり踏み込んだ発言もされております。

またその後、今回の新聞報道の約1カ月間、市内数カ所の会合でも、直接市民の方に同様の話をしてきたようですが、市長、その事実経過の説明をしてください。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これはですね、今回の質問云々ではなくて、私が二期目の市長選挙、その前からですね、市立病院は市立病院としてしっかり残していきたいという、私のマニフェスト、チラシには書いておりませんが、私の選挙公約としてですね、ずっと言ってきたことをございまして、私の選挙公約について私の思いを言うことは何もおかしいことではなく、公約通り進めて参りたいと、そのようにですね、強く思っているところでございます。

○議長（井上 太一君）

片岡誠二君。

○議員（17番 片岡 誠二君）

市長ね、そういう質問をしてるんじゃないんですよ。

旧隣保館跡地に市立病院を移転するのかなのか、ちょっと待ってください、先ほど私のことを言いましたけど、私は建て替えについては何ら問題ないと思っております。

是非進めていただきたい。

この時期に病院を移転する、それも旧隣保館跡地に病院を移転するということに対して、市長、どうなのかということを行っているんですよ。

それが事実かどうなのか。

それだけお答えください。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

公的にはですね、中間駅の近くの市有地というふうな表現しかいたしておりません。

ただ、病院の移転というのはですね、先に質問をいただいたときに、必然的な事項だという話を差し上げたんですが、これは、最後にまあ質問と、最後に私の質問等々受けますよ、ということですが、先に私からお尋ねして……。

○議員（17番 片岡 誠二君）

いや市長ね、まだ話があるんですよ。

○市長（松下 俊男君）

いやいや……。

○議員（17番 片岡 誠二君）

ふまえて、反論してください。さっきそうするとおっしゃったでしょう、市長。

○市長（松下 俊男君）

はい、私にはね市立病院移設につきまして。

○議長（井上 太一君）

市長、市長、あんまり言いたくないですけど、最初に約束されたじゃないですか。

それでいいやないですか。

○市長（松下 俊男君）

わかります。

だから、私はですね、市立病院建て替えにつきましては民間用地を買収してまでですね、そのような広大な土地を買収してまでですね、建て替える気はございません。

現在私どもが持っております市有地を、有効利用したいとそのように思っております。

○議長（井上 太一君）

片岡誠二君。

○議員（17番 片岡 誠二君）

市長、ちょっと今明快な答えがなかったんですけども、もし、旧隣保館跡地に病院を移転する、ということが事実だとすれば、それは極めてゆゆしき問題ですよ。

なぜなら、市立病院を考える特別委員会でも、9月議会の市長答弁においても、議会とは十分に相談しながら進めていくと言われて来たにもかかわらず、市長の口から私ども議会に対して、旧隣保館跡地に病院を移転するという話は全く触れたこともなく、何一つ説明もなかった。

現段階ではほとんど内容も決まっていないのに、議会を飛び越えて直接市民に情報を発信し、突然の新聞報道という形で、市立病院の移転方針を打ち出す。

率直に言いまして、それは、その行為は議会軽視でもあり、その市長の言動と進め方には、私は大きな問題があるのではないかという風に思っておりますし、市長自身も9月議会の自らの答弁や、今までの経緯を考えれば、今、この時期に移転問題に触れることは適切ではないと、いうことぐらいは認識していたのではないですか。

それとも、病院移転先について意図的に発信されたのですか。

その真意は一体どこにあるのか、市長のご答弁をお願いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

あの、市立病院を建て替えたいという思いをこの公式の場で言いました、私ですね、市立病院の移転、何で今ごろかという話ですが、よしんば市立病院をですね、今の市立病院の駐車場スペースで新しく建て替えられますか、それで今の市立病院をですね、患者さんをよその病院に転院して、1年半ぐらい建て替える期間、病院スタッフに給料まで払いながらですね、その場に建て替えられますか。

物理的に無理でしょうも。

だから市立病院を建て替えたいという私の思い、その思いから必然的に派生するその病院移転の問題であってですね、何も市立病院移転ありき、移転イコール建て替えますよという大前提があるわけでしょう。

議員はその建て替えるという本質を外したところの質問をしてですね、市立病院を建て替えたい建て替えますよ、よしんば建て替えたときに今の市立病院跡地で今の市立病院ある中で、あそこで市立病院が建つのですか。そしたらいやいや……。

○議長（井上 太一君）

市長、それは解答が違う。

○議員（17番 片岡 誠二君）

いやいやそんなこと一言も言ってない。

○議長（井上 太一君）

市長、それは解答が違います。

○議員（17番 片岡 誠二君）

解答が違う。

○議長（井上 太一君）

質問者もそう言いよる解答違いますよ。

○議員（17番 片岡 誠二君）

違いますよ。市長、全く違いますよ。

○議長（井上 太一君）

まったく、違う、それ。

○市長（松下 俊男君）

移転、移設というのは建て替えたいというその本質から派生した、必然的なものやないですかという話です。

○議員（17番 片岡 誠二君）

市長、いいですか。

建て替えについては議会承認を得ているんですよ。

建て替えについて、なんら、だれも異議をとなくていい。

そして私もですね、市立病院が移転することや、市立病院の移転場所について異論をとなえるつもりは毛頭ありません。

この時期に、今まさに、午前中、中野議員が言われたとおり、このコンサルタントに預けている、で先ほど事務長も言っていました、移転についてはそれも含まれていると、いう話の中で、物事の進め方にはやはり順序というものがあるんですよ市長、それを対外的に議会を飛び越えて直接市民に旧隣保館跡地に病院を移転するということ自体がおかしいですよと、それを市長の発言は撤回した方がいいですよ、という思いなんですよ。

それ、どうですか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほども言いますように、その話は撤回する気持ちございませんが、いやいや、必然的な流れの中で、そういうことになっているわけでしょう。

私の言うことはおかしいんですかね、その市立病院建て替えることに対して何も異論はありませんよ、今そのそこまで言われたでしょう。

○議員（17番 片岡 誠二君）

そうですよ、ありませんよ。

○市長（松下 俊男君）

先ほどの特別委員会でも言われたわけでございましてね、それが、それが大前提あるわけでしょう、これはあなたたちがだめということであれば、その必然的な流れもだめになりますけど、この建て替えたいと、建て替えさせてくださいというそういう思いの中で、今の場所では建ちませんよ。

そしたら、移設という問題はもう必ず必然的な話でございまして。

○議長（井上 太一君）

片岡誠二君。

○議員（17番 片岡 誠二君）

だから市長さっきから言ってますように、それは市長の腹案だと、だから今言う時じゃないと言ってますでしょう。

○市長（松下 俊男君）

どうしたらいいんですか。どうして理解いただけないか。

○議員（17番 片岡 誠二君）

私はちょっと理解できませんけどね。

議長いいですか。

○議長（井上 太一君）

はい、どうぞ。

○議員（17番 片岡 誠二君）

まあ、最後に今回の私の質問は市立病院の移転についてだったんですけども、実は今回の質問の本当の主眼は、市政運営に対する市長の姿勢を問いたかったんです。

今後も、中間市はさまざまな重要な案件を抱えながらも前進していかなくてはならない。

そうした中、市長においては4万5,000人のトップであり、そのトップの発言は極めて重く、そして影響力があると、いうことと、本市もほかの自治体同様、二元代表制であると、いうことを重々認識していただきたいということを、強く要望したかったんですね。

そういうことなんですけども、一応本来は私はこれで一般質問を終わる所なんですけども、最初に申したとおり、もし反論、何か反問権を行使するのであればどうぞお使いください。

なきやないでいいですけど。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

私もですね、この中間市長という立場でですね、それなりの、その市民に対して発信していかなければなりません。

建て替える、どこに建て替えるんですか、どうするんですかという次の流れが当然あるわけでございまして、建て替えるにあたって、いやーまだまだ決めていません、そういう話にはなりませんし……。

○議員（17番 片岡 誠二君）

いいじゃないですか、それで。

○市長（松下 俊男君）

だから言わせていただいただけの話でしてね、ただ私の選挙公約と申しますか、そういうあたり実現に対しまして、しっかりやっていきたいし、また議員の皆様方にもですね、お願いを、協力をお願いせないかん場面も多々出てこうかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

片岡誠二君。

○議員（17番 片岡 誠二君）

まあ、こちらのほうこそどうぞよろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（井上 太一君）

これにて一般質問を終結いたします。

やや興奮いたしましたので、5分間休憩いたします。

午後2時10分休憩

.....
午後2時15分再開

○議長（井上 太一君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2. 第38号議案

日程第3. 第39号議案

日程第4. 第40号議案

日程第5. 第41号議案

日程第6. 第42号議案

○議長（井上 太一君）

これより、日程第2、第38号議案から日程第6、第42号議案までの平成23年度各会計補正予算5件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております平成23年度各会計補正予算5件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第7. 第44号議案

日程第8. 第45号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第7、第44号議案及び日程第8、第45号議案の条例改正2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております条例改正2件は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の産業消防委員会に付託いたします。

日程第9. 第46号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第9、第46号議案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第46号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の総合政策委員会に付託いたします。

日程第10. 請願第3号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第10、請願第3号燃油関係の税制措置に関する請願を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております請願第3号は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の産業消防委員会に付託いたします。

日程第11. 会議録署名議員の指名

○議長（井上 太一君）

これより、日程第11、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において植本種實君及び堀田英雄君を指名いたします。

○議長（井上 太一君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午後2時17分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 井 上 太 一

議 員 植 本 種 實

議 員 堀 田 英 雄